

平成 24 年度「三重県行財政改革取組」具体的な取組 年度実績(確定版)

番号	取組項目	具体的な取組	工程表	平成 24 年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課														
<b>I 人づくりの改革</b>																						
1	1 職員の意欲および能力の向上	①「三重県職員人づくり基本方針」の策定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 「三重県職員人づくり基本方針」の策定・運用</td><td>検討・策定</td><td>実施</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<input type="checkbox"/> 「三重県職員人づくり基本方針」の策定・運用	検討・策定	実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ(WG)の設置(4月)</li> <li>・庁内職員、外部アドバイザーで構成、8月まで計8回開催</li> <li>・WGによる職員に求められる人材像・能力の整理、課題の洗い出し(5~6月)、他県、民間企業等の先進事例の現地調査(5~7月)</li> <li>・WG案の策定、知事報告(8月)</li> <li>・WG案を踏まえて担当部による中間案の検討(9月)</li> <li>・中間案の策定、議論(10月)</li> <li>・担当部による最終案の検討(10月)</li> <li>・最終案の策定、議論(11~12月)</li> <li>・基本方針の策定(12月)</li> <li>(目指すべき職員像)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員(求められる人材を育成するための基本的な考え方)</li> <li>・「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」へ(重点的取組事項)</li> <li>・求められる人材の組織的な育成、仕事を通じた人材育成(OJT)機能の充実、職員の意欲と能力の向上を重視した人事制度等</li> </ul> </li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みえ県民力ビジョン」に掲げる「県民との『協創』」「現場重視」「職員力の向上」などの考え方などを踏まえて、求められる人材像や能力を明確にし、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針」をH24年12月に策定しました。</li> <li>・「三重県職員人づくり基本方針」の策定により、時代の変化に対応した新たな人づくりの基本方針と重点取組事項を示すことができました。</li> <li>・H25年度から、「仕事を通じた人材育成(OJT)」を人材育成の最も重要な柱に位置づけ、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあうことで、組織全体で人材育成に取り組んでいきます。</li> </ul>	総務部人事課 職員研修センター					
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度																		
<input type="checkbox"/> 「三重県職員人づくり基本方針」の策定・運用	検討・策定	実施																				
2		② 勤務評価制度の検証と構築	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 管理職員にかかる勤務評価制度の検証・運用</td><td>検証</td><td>実施</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 県職員育成支援のための評価制度の運用</td><td>定着・施行</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<input type="checkbox"/> 管理職員にかかる勤務評価制度の検証・運用	検証	実施			<input type="checkbox"/> 県職員育成支援のための評価制度の運用	定着・施行				<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;管理職員にかかる勤務評価制度の検証・運用&gt;</li> <li>・現行の管理職員勤務評価制度の課題の洗い出し(4~6月)</li> <li>・管理職員向けアンケートの実施(7~8月)</li> <li>・上記による課題:評価要素基準の見直し、目標設定方法等の見直し等</li> <li>・都道府県調査の実施(9~10月)</li> <li>・管理職員勤務評価制度の見直し内容の検討(11~12月)</li> <li>・管理職員勤務評価制度の見直し案の策定、議論(1~2月)</li> <li>・管理職員勤務評価制度の見直し内容の確定(3月)</li> <li>&lt;県職員育成支援のための評価制度の運用&gt;</li> <li>・課題の抽出と対応策の検討(7月~)</li> <li>・県職員育成支援のための評価制度の見直し内容の確定(3月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職員にかかる勤務評価制度について、管理職員向けアンケート、都道府県調査を実施し検証するとともに、新たに策定した「三重県職員人づくり基本方針」の内容等を踏まえ、見直しました。</li> <li>・現在試行している県職員育成支援のための評価制度についても、課題の抽出と対応策の検討を行い、「三重県職員人づくり基本方針」の内容等を踏まえ、見直しました。</li> <li>・管理職員にかかる勤務評定制度及び県職員育成支援のための評価制度を見直し、職員力・組織力の向上に向けて、より一層効果が発揮できる制度として、4月から運用を開始します。</li> <li>・引き続き、制度を適切に運用するとともに、定着・施行を図り、能力や実績に基づく任用と待遇に取り組んでいきます。</li> </ul>	総務部人事課
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度																		
<input type="checkbox"/> 管理職員にかかる勤務評価制度の検証・運用	検証	実施																				
<input type="checkbox"/> 県職員育成支援のための評価制度の運用	定着・施行																					
3		③ 新たなキャリアデザイン支援制度の構築	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 新しい庁内公募制度及びスペシャリストコースの構築</td><td>実施</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<input type="checkbox"/> 新しい庁内公募制度及びスペシャリストコースの構築	実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24年4月異動において新設した「職員力公募制度」、「スペシャリストコース」の検証と課題の整理(9~10月)</li> <li>・新制度の検証結果を踏まえ必要な見直し検討(10~11月)</li> <li>・現行の「スペシャリストコース」制度の拡充を行い、従来のスペシャリストコース(業務スペシャリスト)に加え、新たに部局マイスターコースを設定し、公募を実施(12月)</li> </ul>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意欲を高めるため、新しい庁内公募制度「職員力公募制度」や「スペシャリストコース」制度構築を通じて、職員が自分のキャリアを自ら選択し、実現できる機会の充実、拡大に取り組みました。</li> <li>・H24年4月異動において新設した「職員力公募制度」「スペシャリストコース」において、計33名の応募があり、職員の意欲、専門性などを向上させることができました。</li> <li>・H25年4月異動において、新たに部局マイスターコースを追加し公募を実施しました。引き続き、職員のキャリアデザインの実現、特定分野等における専門的な知識や能力、経験を持つ職員の育成及びその活用を通じて業務の的確な遂行に取り組んでいきます。</li> </ul>	総務部人事課					
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度																		
<input type="checkbox"/> 新しい庁内公募制度及びスペシャリストコースの構築	実施																					

番号	取組項目	具体的取組	工程表				平成 24 年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
									成果と課題、今後の方向性等		
4	1 職員の意欲および能力の向上	④ 多様な組織との人事交流の推進	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	・国、他県、市町等のH24年度の派遣職員と派遣先で意見交換等実施(8カ所)、派遣状況や課題把握(7~10月) ・H25年4月異動に向けて、民間企業を含めて、新たな人事交流先の検討を実施(9~2月) ・人事交流先の決定、派遣職員の選定など、具体的な人事交流の実施に向けた調整を実施(1~3月)	達成	・職員の視野と経験の幅を広げるとともに、幅広い人的ネットワークづくりなどを通じて、職員力や「協創」のスキルなどを高めていくため、国・他県・市町など多様な組織との新たな人事交流に積極的に取り組みました。 ・国、他県、市町等多様な組織との人事交流に 37 名の職員を派遣しました。また、派遣先団体や派遣職員の意見交換等を通して検証、確認を行いました。 ・組織活力の向上と人材育成のための機会の一層の拡大のため、H25 年度、新たに民間企業への職員派遣を実施しました。引き続き多様な組織との人事交流に取り組んでいきます。	総務部人事課
5	⑤ 意欲の向上に向けた組織風土づくり	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	・部下職員の意欲を高める管理職員の能力向上 ・現状調査や能力開発方策の提案・実施に関する委託先をプロポーザル方式で選定(4~5月) ・管理職員及び部下職員に対する意識調査アンケートの実施(6~8月) ・アンケート結果等を踏まえ、管理職員研修(モチベーションマネジメント研修)の実施(計 10 回、対象 353 人)(8~9月) ・研修等の効果測定、成果検証等の実施(9~11月) ・成果の定着に向けた対策立案(12~3月) <新たな職員提案制度の構築> ・新たな職員提案制度の検討(4~7月) ・府内会議により各部局と検討・決定(7~8月) ・職員の意欲及び能力向上、組織の活性化や組織内の幅広い知の活用による、より少ないコストの政策の形成を目的に実施 ・各部局へ政策提案テーマの募集(8月)、職員提案の募集(9月) ・優良提案の選定・募集提案に対するフィードバック(12月) 応募 72 提案、採用 9 提案、部分採用 51 提案 <「率先実行大賞」への応募促進> ・賞制度の改善検討(4~9月) 昨年度からのリニューアル(部門の新設、審査員の公募、新規採用職員(実行委員会)による発表会の企画・運営など) ・実行委員会による発表会の企画・運営(10~2月) ・新たな賞制度「MIE 職員力 アワード」への募集(11~12月) 応募件数:H23 年度 151 件 ⇒ H24 年度 153 件 ・「MIE 職員力アワード 発表会」の実施(2月)	達成	・管理職員に対し、部下職員の意欲を高めるコミュニケーションのとり方などのノウハウを修得できる研修を開催するなど、各職場において職員の意欲を高めるための管理職員の能力向上を図りました。 ・職員一人ひとりが、仕事の中で役立ち、認められていると実感しながら、意欲的に行行動する組織風土づくりを進めるため、新たな職員提案制度の構築や新たな賞制度「MIE 職員力 アワード」への応募促進に取り組みました。 ・各職場において職員の意欲を高めるための管理職員の能力向上を図る研修を実施した結果、管理職員の意識が向上し、職員の意欲を高めるための行動の実践につながりました。 ・新たな職員提案制度を実施し、採用、部分採用提案については、次年度事業の検討へ活かすことができ、職員の意欲の向上につながりました。 ・新たな賞制度「MIE 職員力 アワード」への所属の応募割合は、57.0%となり、前年度の 41.4%から 15.6 ポイント増加し、意欲的に行行動する組織風土を醸成することができました。 ・今後も、職員一人ひとりが、仕事の中で役立ち、認められていると実感しながら、意欲的に行行動する組織風土づくりを、職員の意見も取り入れながら取り組んでいきます。	総務部行財政改革推進課	
6	2 高度な専門性と「協創」のスキルの向上	① 高度な専門性と「協創」のスキルの向上に重点を置いた人づくり	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	・「三重県職員人づくり基本方針」検討WG案の策定(8月) ・「三重県職員人づくり基本方針」の検討状況を踏まえつつ、人材育成の手法や進め方について検討(8~12月) ・「三重県職員人づくり基本方針」の策定(12月) ・新たな人づくりの基本方針と「重点取組事項」及びその「具体的取組」に基づき、H25 年度以降の取組について検討(1~2月) ・H25 年度以降の取組の確定(3月) ・基本方針の「具体的取組」の実施に向けた取組内容の確定 ・「目指すべき職員像」の共有、OJT リーダーの設置、スペシャリストコースの拡充、多様な組織との人事交流の推進等 ・新たな研修体系に基づく研修内容の確定	継続	・H24 年度、新たに「三重県職員人づくり基本方針」を策定し、時代の変化に対応し着実に施策を推進することができる専門的な知識とスキルを身につけることに重点を置いた人材育成の手法や進め方などの検討を行い、具体的な取組を確定しました。 ・同方針とその「重点取組事項」に基づき、高度な専門性と「協創」のスキルの向上に重点を置いた人材育成の実現に向けた具体的な取組を確定しました。 ・H25 年度から、関係部局が連携・協力して取り組むとともに、その成果・課題を踏まえ、更なる取組を進めていきます。	総務部人事課 職員研修センター

番号	取組項目	具体的取組	工程表				平成 24 年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
									成果と課題、今後の方向性等		
7	2 高度な専門性と「協創」のスキルの向上	② 新たな研修体系の構築と研修の充実	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<新たな研修体系の構築> ・現行の研修体系及び研修内容の問題点と課題、見直しの方向性の検討(6~8月) 職級別の研修の見直し、若手職員の基礎づくりのための研修の充実 ・「三重県職員人づくり基本方針」検討WG案の策定(8月) ・「三重県職員人づくり基本方針」の検討状況を踏まえつつ、新たな研修体系について検討(8~1月) ・新たな研修体系の確定(3月) <研修の充実> ・H24 年度研修の内容の見直しを順次実施(4月~) 「平成 24 年度三重県経営方針」に掲げる三重県職員としての「五つの心得」を取り上げ、職員への徹底、意識づけ 「協創」の取組を進めるための意識の醸成や基本となるコミュニケーションスキルの習得 ・「三重県職員人づくり方針」を踏まえた新たな研修体系に基づく研修内容について検討(10~3月) ・H25 年度以降の研修内容の確定(3月)	継続	・新たに策定された「三重県職員人づくり基本方針」を踏まえて、県職員としての基礎的、基本的な知識、考え方の習得に加え、県民の皆さんに成果をより届けるために必要な能力、スキルなどの開発が効果的にできるよう、新たな研修体系の構築と研修内容の検討及び見直しを実施しました。 ・同方針を踏まえて、新たな研修体系の構築と研修内容の検討及び見直しを行い、H25 年度以降の職員研修の基本的な考え方や重点的な取組を定めました。 ・H25 年度から新たな研修体系に基づき研修の充実を図っていきますが、実際に研修を実施していく中で、その成果や課題を踏まえながら、より効果的な研修となるよう引き続き研修の見直し及び充実に取り組んでいきます。	職員研修センター
8	3 危機管理力の向上	① 現場の担当者による未然防止策の強化	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<新しいリスク把握の手法について、課長等が各職場における危機管理意識向上研修の一つのメニューとして実施することを検討(5~6月)> ・新しいリスク把握の取組内容について、各部局の危機管理推進者を通じ部局内職員に周知(8月) ・課長等が実施する危機管理意識向上研修において、職員が日常業務の中で気づいたリスクやヒヤリ・ハット事例について課内等で対話をを行い、未然防止対策についてリスク対策検討シートを作成(9~1月) ・研修結果をモニタリングで確認(2月) ・各所属で把握されたリスクやヒヤリ・ハット事例の優良事例を全庁共有(3月)	達成	・今年度から、本庁だけでなく地域機関においても、室長等が職員との対話により、業務に潜むリスクの把握と、その未然防止策の検討がなされ、全庁的に現場の担当者によるリスクの把握が行われるよう見直しました。  ・業務に潜むリスクの把握について、全庁展開したことにより、地域機関の職員にも浸透し、全庁的に現場担当者による実効性のある対策が講じられるようになりました。 ・引き続き、全庁的に危機管理意識向上研修を通じた現場担当者によるリスク把握取組を実施していきます。	防災対策部 危機管理課
9		② 現場における危機対応力を備えた人材育成	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<危機管理リーダー研修の新設> ・危機管理リーダー研修の実施(6~7月) 危機発生時の対処方法等に関する講義や、H23 年度の台風 12 号等の実例への対応を考える演習を実施(3回 計 88 名) <実践的な危機対応訓練の強化> ・各所属等において実施する危機対応訓練の計画及び報告のしくみについて検討(6月) ・各所属等による危機管理マニュアルに基づく訓練実施(9~1月)	達成	・危機発生時における現場で指揮を執る管理者層の判断力、対応力の向上を図るとともに、現場が個別の危機に対して迅速かつ的確に対応できるよう、実践的な訓練、研修を実施しました。  ・危機管理リーダー研修において、県内への影響が大きかった H23 年度の台風 12 号による災害への対応等の実例に基づいて考える内容により実施したことから、受講者のアンケートにおいても「身近な事例に基づく演習であり、得るものがあった」との趣旨的回答が多く得られ、現場における管理者層の判断力、対応力の向上が図れました。 ・実際に各所属等が想定する危機発生に備え整備している個別の危機管理マニュアルに基づく訓練等の実施により、危機対応力の向上が図れました。 ・今後も現場における危機対応力向上のため、より実践的な研修・訓練等を継続して実施していきます。	防災対策部 危機管理課

番号	取組項目	具体的取組	工程表	平成 24 年度 取組実績	取組達成度	取組状況	担当課															
						成果と課題、今後の方向性等																
<b>II 財政運営の改革</b>																						
10	4 徹底した事務事業の見直し	① 「三重県版事業仕分け」の実施など、徹底した事務事業の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 「三重県版事業仕分け」の結果を当初予算に反映</td> <td>【実施】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 事業の成果を検証し、翌年度予算編成に反映</td> <td></td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	□ 「三重県版事業仕分け」の結果を当初予算に反映	【実施】				□ 事業の成果を検証し、翌年度予算編成に反映		実施			<p>&lt;「三重県版事業仕分け」の結果を当初予算に反映&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H24 年度当初予算に反映(実施済み)</li> </ul> <p>&lt;事業の成果を検証し、翌年度予算編成に反映&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局での H23 年度事業の成果の確認と検証作業の実施(4~5月)</li> <li>・総務部ヒアリング等の実施(7月)</li> <li>・総務部意見のとりまとめ及び各部局への提示(10月)</li> <li>・成果の確認と検証作業を踏まえた事務事業の見直し結果の H25 年度当初予算要求への反映(各部局)(10~11月)</li> <li>・府内の予算議論を経て、H25 年度当初予算に反映(2月)</li> </ul>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての事業をゼロベースで見直す「三重県版事業仕分け」を H23 年度に実施し、H24 年度当初予算に反映とともに、H23 年度事業の見直し結果については、府内の予算議論を経て、H25 年度当初予算に反映するなど、厳しい財政状況を踏まえ、徹底した事業の「選択と集中」を図りました。</li> </ul> <p>・「成果の確認と検証」及び予算編成での事業の厳しい「選択と集中」を行い、事業の見直しに成果をあげることができました。</p> <p>(参考)廃止・休止・リフォーム H24 年度 552 件 △239 億円(県費△42 億円) H25 年度 169 件 △ 30 億円(県費△ 7 億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、事業の成果を検証し、翌年度の当初予算編成に反映することとしています。</li> </ul>	総務部財政課
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度																		
□ 「三重県版事業仕分け」の結果を当初予算に反映	【実施】																					
□ 事業の成果を検証し、翌年度予算編成に反映		実施																				
11	5 総人件費の抑制	① 職員数の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 職員数の見直し</td> <td></td> <td>順次実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	□ 職員数の見直し		順次実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25 年度組織運営のあり方等について検討(8~9月)</li> <li>・「平成 25 年度組織機構及び職員定数調整方針」策定(10 月)</li> <li>・H25 年度組織定数調整(11~2月)</li> <li>・「三重県職員定数条例」改正案議会提出(2月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の皆さんへのサービス提供、職員の意欲、法令による配置基準などにも留意しながら検討を進め、職員定数を見直しました。</li> </ul> <p>・「平成 25 年度組織機構及び職員定数調整方針」に基づき、定数配置について、全庁的に選択と集中を行うなど、厳しい財政状況が続くなか、「みえ県民力ビジョン」の的確な推進が図れるよう見直しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の県の財政状況などを踏まえたうえで、引き続き、毎年度、職員数の見直しを進めていきます。</li> </ul>	総務部総務課					
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度																		
□ 職員数の見直し		順次実施																				
12		② 給与の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 給与の見直し</td> <td></td> <td>順次実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	□ 給与の見直し		順次実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料における昇格、昇給について、年齢・人員構成等も踏まえて制度面・運用面からの検証を行うとともに、各種手当についても、より適切なあり方について検討(~8月)</li> <li>・関係機関等との協議等(8~1月) 退職手当の見直し他</li> <li>・必要な見直しの実施に向けた調整及び改善(2月~)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より適正な給与制度の企画、管理及び運用などの観点から検討を進め、給与等を見直しました。</li> </ul> <p>・退職手当について、H25 年4月から支給水準の引き下げを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昇格制度を見直し、H25 年3月から昇格に伴う給料月額の上昇を抑制しました。</li> <li>・昇格やその他手当についても引き続き、より適正な制度の運用となるよう取り組んでいきます。</li> </ul>	総務部人事課					
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度																		
□ 給与の見直し		順次実施																				

番号	取組項目	具体的取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課																
			工程表	24年度	25年度	26年度	27年度		成果と課題、今後の方針等																		
13	6 税収確保対策	① 個人住民税の徴収対策の推進	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 周知活動を通じた特別徴収制度への加入促進</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>□ 特別徴収義務者の全指定の促進</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td>【全指定】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 直接徴収の推進</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	□ 周知活動を通じた特別徴収制度への加入促進	実施			→	□ 特別徴収義務者の全指定の促進	実施	→	【全指定】		□ 直接徴収の推進	実施			→	<p>&lt;周知活動を通じた特別徴収制度への加入促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域税収確保対策会議(協力会議)での協議3回(5~12月)</li> <li>今までの取組総括、研究会委員選定、各研究会の検討事項報告</li> <li>特別徴収加入促進研究会開催(3回)(6~11月)</li> <li>作業部会の設置承認、24年度広報計画承認、25年度取組検討</li> <li>統一事務取扱手引きの確認</li> <li>作業部会開催(7回)(7~12月)</li> <li>事務手続きのポイント整理、周知方策検討、統一事務取扱手引きの作成</li> <li>特別徴収加入促進研修会開催(7月)</li> <li>先行自治体の実状講演、情報交換</li> <li>市長会・町村会での説明(10~11月)</li> <li>H26年度から県内一斉指定実施の方針を報告</li> <li>チラシ等による周知活動(10~12月)</li> <li>県・各市町より事業所、関係団体あてにチラシ配付・説明</li> <li>税収確保対策会議連絡会議の開催(2月)</li> <li>研究会報告、25年度取組計画</li> </ul> <p>&lt;直接徴収の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引受案件の滞納整理(4月~)</li> <li>4月から6市町(うち紀州分室2市町)から派遣を受け、直接徴収実施</li> <li>7月から3市町(うち紀州分室1市)が加わり9市町の直接徴収実施</li> <li>市町徴収担当課長会議の開催(8月)</li> <li>市町の参加意向調査の実施(9月)</li> <li>各地域税収確保対策会議(協力会議)での協議(随時)</li> <li>各地域開催の会議で25年度の派遣要請(9月)</li> <li>市町と個別協議</li> <li>H25年度派遣要請のため訪問等実施(11月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人住民税の未済額が多額に上っていることから、事業所への訪問や広報誌などの周知活動を通じた特別徴収制度への加入促進を行ったほか、特別徴収義務者の法令に基づく指定を、H26年度から県内全市町が足並みを揃え実施していくことが合意されました。</li> <li>県の滞納整理のノウハウを市町と共有しながら、直接徴収により県と市町が連携して組織的な滞納整理を実施しました。</li> <li>周知活動を通じた特別徴収制度への加入促進により、調定額に占める特別徴収額の割合は3年間で67.9%から73.5%と5.6%アップし、推計で約6.7億円の増収効果がありました。</li> <li>H26年度からの指定に向け、更なる周知活動と、市町において統一した事務取扱を進めていきます。</li> <li>直接徴収の取組として、3年間で、予告効果を含め、約13億円を徴収しました。</li> <li>3年間で15市町と連携して、県による直接徴収を実施しましたが、まだ連携できていない市町との連携ができるよう、取組を進めています。</li> </ul>	総務部 税収確保課
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度																							
□ 周知活動を通じた特別徴収制度への加入促進	実施			→																							
□ 特別徴収義務者の全指定の促進	実施	→	【全指定】																								
□ 直接徴収の推進	実施			→																							
14		② 市町と連携したより効果的な徴収方策や徴収体制の検討	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 市町と連携したより効果的な徴収方策や徴収体制の検討</td> <td>検討</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	□ 市町と連携したより効果的な徴収方策や徴収体制の検討	検討	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重地方税管理回収機構などに関する情報の収集及び分析(4~7月)</li> <li>機構の引受及び徴収状況等の分析、県税及び市町税の分析</li> <li>課内WGを設置し、諸課題等について整理及び協議(6月)</li> <li>京都地方税機構へのベンチマークング(6月)</li> <li>収集した情報の分析結果に基づく課題の抽出(7~8月)</li> <li>現状の徴収体制におけるそれぞれの成果・強み・弱みを整理し、課題を抽出</li> <li>有識者との意見交換(8月)</li> <li>茨城租税債権管理機構へのベンチマークング(10月)</li> <li>現状や課題を踏まえたより効果的な徴収方策として、機構等の徴収体制見直しの検討に向け、必要となる対応の協議(2~3月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税を取り巻く現状の把握や諸課題の抽出等を行い、地方税が置かれている背景や徴収方策に係る取組のめざすべき姿などについて整理を行いました</li> <li>地方税徴収方策の取組方向について、市町・機構と共に図りながら、「地方税の納税秩序の確立」、「主体的な財政運営ができる地方税源の確保」、「住民への説明責任」の観点に基づき、市町と県の連携による地方税の枠組みの中で滞納額縮減に向けた取組の強化について、引き続き検討を進めています。</li> </ul>	総務部 税収確保課										
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度																							
□ 市町と連携したより効果的な徴収方策や徴収体制の検討	検討	→	→	→																							

番号	取組項目	具体的取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課																					
									成果と課題、今後の方向性等																							
15	6 税收確保対策	③ 県民が納税しやすい環境の整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ クレジットカード納税導入に向けた検討</td><td>検討</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>□ 自動車税を含む自動車保有関係手続きのワンストップサービスの導入に向けた検討</td><td>検討</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	□ クレジットカード納税導入に向けた検討	検討				□ 自動車税を含む自動車保有関係手続きのワンストップサービスの導入に向けた検討	検討				<p>&lt;クレジットカード納税導入に向けた検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジット納税を導入している自治体の状況把握(5月)</li> <li>・カード会社等からクレジット決済システムについての聞き取りを実施(6~7月)</li> <li>・システム開発費等のコストの検討(6~7月)</li> <li>・導入可否を検討(7~9月)</li> <li>・自動車税を対象にH26年度からクレジット納税を導入(10月)</li> </ul> <p>&lt;自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)の導入に向けた検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OSS 都道府県税協議会 総会に出席し、OSS の推進についての国(国土交通省・総務省・警察庁)の今後の方向性を把握、各都道府県の取組状況を確認(5月・8月)</li> <li>・既に OSS を導入している団体において、実際の稼動状況を把握し、メリット・デメリットについて聞き取り(1団体)(7月)</li> <li>・税収関係職員で構成される OSS 導入ワーキンググループにおいて、全国の未稼働団体の動向を踏まえた費用対効果の分析など、OSS 導入条件・導入効果について検討(4月~)</li> <li>・OSS 地域連絡会(第4回)に出席(11月)</li> <li>・検討結果の中間まとめ(1~2月)</li> <li>・OSS 地域連絡会(第5回)に出席(2月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジット納税を導入している自治体の状況を把握したうえで、納税者の利便性の拡大の観点や導入費用を含めた費用対効果の観点から総合的に判断した結果、自動車税を対象に H26 年度からクレジット納税を導入することとしました。</li> <li>・自動車保有関係手続きの OSS 導入については、全国的な導入状況や車体課税にかかる税制改正の動向を十分に踏まえ、導入に向けての諸条件が整うと考えられる時期を目標に、課税業務体制の検討・電算改修等の準備を進めていくこととしました。</li> <li>・自動車税を対象に H26 年度からクレジット納税を導入することを決定しました。今後は指定代理納付者の選定やクレジット納税に対応するための三重県総合税システムの改修を行います。</li> <li>・OSS の導入にあたっては、今後の全国的な導入状況や車体課税にかかる税制改正の動向を注視する必要があることから、導入に向けた諸条件が整うままで、他県の動向に係る情報収集や関係団体との連携によるPRなど、継続して実施に向けた検討を行います。</li> </ul>	総務部税務・債権管理課										
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度																												
□ クレジットカード納税導入に向けた検討	検討																															
□ 自動車税を含む自動車保有関係手続きのワンストップサービスの導入に向けた検討	検討																															
16	7 新たな財源確保対策	① 多様な財源確保策の導入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ ネーミングライツの導入可否・導入手法の検討・導入</td><td>検討</td><td>順次実施</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>□ 公用車への広告掲載</td><td>検討</td><td>実施</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>□ 県行造林におけるオフセット・クレジット制度の導入</td><td></td><td>【認定取得】</td><td>実施</td><td></td></tr> <tr> <td>□ その他の財源確保策の検討・導入</td><td>検討</td><td>順次実施</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	□ ネーミングライツの導入可否・導入手法の検討・導入	検討	順次実施			□ 公用車への広告掲載	検討	実施			□ 県行造林におけるオフセット・クレジット制度の導入		【認定取得】	実施		□ その他の財源確保策の検討・導入	検討	順次実施			<p>&lt;ネーミングライツの導入&gt; (とりまとめ:財政課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部局と今後のスケジュール、工程管理等について協議(5月)</li> <li>・「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」の策定(8月)</li> <li>・関係部局の検討状況を確認(9月)</li> <li>・導入施設、募集条件の検討(アンケート調査の実施)(9~12月)</li> <li>・導入施設、募集条件の決定(1月~)</li> <li>・関係部局の検討状況を確認(3月)</li> </ul> <p>&lt;公用車への広告&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項等の検討・策定、関係部局との調整、募集案内公表(4~6月)</li> <li>・公募の実施(対象約 40 台)(7月)</li> <li>・公募期間の延長(8~9月)</li> <li>・公用車広告掲載審査会の実施(10月)</li> <li>・公用車広告掲載開始(計 43 台)(11~12月)</li> </ul> <p>&lt;県行造林へのオフセット・クレジット導入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林認証機関による森林調査(3~9月)</li> <li>・フォレストック認定申請及び認定取得(10~11月)</li> </ul> <p>&lt;その他の財源確保策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体調査(県内外8自治体)(~11月)</li> <li>・課題の整理(~3月)</li> <li>(とりまとめ:財政課)</li> <li>・各部局の財源確保策の検討・実施状況を確認(9月)</li> <li>・各部局の財源確保策の検討・実施状況を確認(3月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な財源確保のため、県有施設のネーミングライツについて基本方針を策定しました。</li> <li>・公用車への広告掲載や県行造林におけるオフセット・クレジット制度の導入、職員駐車場の有料化検討など、新たな財源確保策の導入を進めました。</li> <li>・ネーミングライツ導入施設や募集・選定方法等の基本的な考え方をまとめた「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」を策定しました。</li> <li>・ネーミングライツ導入対象施設については、県有施設を所管する関係部局が、施設の性格、広告効果、施設利用者数、アンケート調査結果などを踏まえて、検討を進めてきました。その結果、多くの県民の皆さんを利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれる、スポーツ施設、集客施設、文化施設が、導入対象施設として適当であると判断したところです。</li> <li>・今後は、上記対象施設の中でも年間利用者数の多い、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の3施設を中心に具体的な募集条件を検討し、可能なものから順次導入を進めていきます。</li> <li>・公用車広告については、7 社 43 台の広告掲載を決定し、実際に広告を掲載して走行(運行)を始めています(今年度の収入 47 万円)。今後は、広告を掲載した公用車の運行状況や広告掲載に対するニーズを見ながら、地域機関が所管する公用車への広告掲載の拡大について、引き続き検討していきます。</li> <li>・県行造林へのオフセット・クレジットについて、11 月にフォレストック認定を取得しました。これにより、県行造林が吸収する温室効果ガスの吸収量が企業等に販売されることになり、その収入を県行造林の森林整備等に活用していきます。</li> </ul>	総務部財政課 (総務部管財課) (農林水産部 治山林道課)
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度																												
□ ネーミングライツの導入可否・導入手法の検討・導入	検討	順次実施																														
□ 公用車への広告掲載	検討	実施																														
□ 県行造林におけるオフセット・クレジット制度の導入		【認定取得】	実施																													
□ その他の財源確保策の検討・導入	検討	順次実施																														

番号	取組項目	具体的取組	工程表	平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		(総務部管財課)									
						成果と課題、今後の方向性等											
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員駐車場有料化について、他の自治体の現地調査等を行い駐車料金設定の考え方や駐車場管理及び整備等について課題整理を行いました。</li> <li>有料化にあたっては、本庁職員用駐車場の駐車スペース不足を解消することが必要であり、立体駐車場を整備した上で不要となる駐車場を売却することを前提に検討しましたが、直営方式、PFI方式のいずれも県の収支が長期間赤字運営となることから、本有料化で新たな財源を確保することは困難との結果となりました。</li> </ul>		(総務部管財課)									
17	7 新たな財源確保対策	② 新たな税の検討	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 新たな税の検討</td> <td>検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	□ 新たな税の検討	検討				<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林づくりに関する税検討委員会にて報告書(骨子案)が取りまとめられ、税導入が適当と判断(5月)</li> <li>・同委員会にて最終報告書取りまとめ(7月)</li> <li>・同委員会による答申(8月)</li> <li>・県が「みえ森と緑の県民税基金条例案」の導入を県議会で表明し、県制度案を公表(9月)</li> </ul> <p>【県民等の意見聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各イベント等でのアンケートの実施(4月~)</li> <li>・みんなで支える森林づくりフォーラム(参加 150名)(5月)</li> <li>・税検討委員会報告書(骨子案)についてパブリックコメント実施(272通の意見)(6~7月)</li> <li>・「みえの森林づくり」を考えるミニ県民集会(3回、参加 51名)(6~7月)</li> <li>・森林とふれあいイベント開催(10カ所)(8~12月)</li> <li>・フェイスブック「みんなで支える森林づくり・三重」による情報提供(4月~)</li> <li>・みんなで支える森林づくりニュースの発行(13号まで発行)</li> <li>・県制度案についてパブリックコメント実施(134通の意見)(9~10月)</li> </ul> <p>【森林づくりに関する税の説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区説明会(7カ所、参加 140名)(6月)</li> <li>・地域税収確保対策会議(8カ所、参加 86名)(7月)</li> <li>・税検討委員会報告書(骨子案)市長会・町村会(8月)説明</li> <li>・法人団体説明(7~9月)</li> <li>・全市町税務担当課長への説明、市町農林担当課長との意見交換(8~9月)</li> <li>・県制度案についての県民説明会(9回、参加 175名)(10月)</li> <li>・町村会(10月)、市長会(11月)での説明</li> <li>・説明会やイベントでの周知(332回、42,143名)(9~3月)</li> <li>・県政だより、新聞への広告掲載、フリーペーパーへの記事掲載(12~1月)</li> <li>・三重テレビ(県政チャンネル)、ラジオ、ケーブルテレビ等での周知(12~1月)</li> <li>・県制度案市町説明会(2月)</li> </ul>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林づくりに関する税検討委員会の答申、県民の皆さんとの意見、県議会でのこれまでの議論等を踏まえ、「みえ森と緑の県民税基金条例案」を県議会に提出し、H26年4月からの導入が決定されました。</li> <li>・今後は、円滑な税導入に向けて市町との協議や事業予定地の事前調査など必要な準備を進めるとともに、県民の皆さんとの理解促進を図るために、テレビ・ラジオなど様々な媒体を活用して丁寧な普及啓発活動に取り組みます。</li> </ul>	農林水産部 みどり共生推進課
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度													
□ 新たな税の検討	検討																

番号	取組項目	具体的取組	工程表					平成 24 年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
										成果と課題、今後の方向性等		
18	7 新たな財源確保対策	③ ふるさと納税の推進	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	【ふるさと納税制度の周知】 ・夏休みの帰省時期に合わせて新聞6紙による広報(7月) ・県人会、同窓会、他府県で開催されるイベントでのPR(5月～) ・ホームページの修正(9月) ・ふるさと応援寄附金促進強化月間の実施(12月) 【寄附していただきやすい環境づくり】 ・他の自治体における納付方法の調査を実施(7月～) ・寄附していただきやすい環境づくりの実施策(インターネットを利用)を検討(8～9月) ・インターネットを利用した申込・納付システムを導入(12月～)	継続	・ふるさと納税制度を活用した寄附の拡大に向け、強化月間に三重県への帰省客を対象にした広報活動を行うなど、新たな周知活動に取り組みました。 ・インターネット環境において「クレジットカード収納、ペイジー収納、コンビニ収納」ができるシステムを導入し、寄附していただきやすい環境づくりに取り組みました。  ・新たな周知活動は、一部マスコミにも取り上げられ一定の成果が見られました。今後も、より効果的な方法を検討しながら周知に取り組んでいきます。 ・インターネットを活用したシステムを導入することにより、納付方法の選択肢を増やし、寄附に際しての利便性を向上させました。システムの利用状況を注視とともに、システム導入し利便性が向上したことの周知に引き続き取り組みます。	総務部税務・債権管理課	
(再掲)	7 新たな財源確保対策	④ 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用(再掲)	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	※「9-①未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用」再掲				総務部管財課
19	8 県債発行の抑制と予算編成プロセスの見直し	① 平成 26 年度末の県債残高を減少に転換	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	・最適な資金調達先の組み合わせ及び発行要件の検討(4月～)	継続	・H26 年度末の県債残高が H23 年度末よりも減少するよう、可能な限り県債の抑制に配慮した予算編成に取り組みました。  ・新たな発行条件の超長期債(証券、30 年定期償還、民間資金)を9月に導入しました。 ・最適な資金調達先の組み合わせ及び発行要件を実現するため、今後も多様な資金調達先に対して、発行条件や発行年限といった条件のバリエーションの検討を依頼していきます。		総務部財政課

番号	取組項目	具体的取組	工程表	平成 24 年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課									
						成果と課題、今後の方向性等											
20	8 県債発行の抑制と予算編成プロセスの見直し	② 予算編成プロセスの見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 予算編成プロセスの見直し</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	□ 予算編成プロセスの見直し	検討	実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ(WG)の設置(4月)</li> <li>・府内職員、外部アドバイザーで構成、7月まで計7回開催</li> <li>・WG及び財政課内で評価・検証(4~5月)</li> <li>・WGによる他府県の予算編成プロセス等に関する文書照会等(4~5月)</li> <li>・WGによる他府県の先進事例の現地調査(4府県)(5~6月)</li> <li>・WG案の検討・策定(5~7月)</li> <li>・WG案の知事報告(7月)</li> <li>・WGの提言に基づく予算編成プロセス見直し案の検討(7~8月)</li> <li>・府内会議において見直し案を議論(8~9月)</li> <li>・予算編成プロセスの見直し(9月~)</li> <li>・施策別財源配分制度(包括配分)を廃止。政策的経費について要求上限額を設定し、各部局は要求事業に優先度をつけ、優先度判断について知事と部局長が議論を行って調整し、査定</li> <li>・知事と部局長との予算議論回数増(3回)、協議の場は原則公開</li> <li>・成果の確認と検証作業において総務部と各部局で意見が折り合わなかった事業は、知事査定の場で結論</li> <li>・知事査定を行った事業については、査定理由も含め査定結果を公表</li> <li>・H25 年度当初予算調製方針の策定(10月)</li> </ul>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳しい財政状況の中、限られた財源を的確に配分するため、より効果的・効率的な予算編成プロセスに見直し、H25 年度予算編成から導入しました。</li> <li>・予算編成プロセスの見直しによって、翌年度の税金の使い方をオープンに議論し、これまでの成果を踏まえつつ、県民ニーズや社会経済情勢の変化に柔軟に対応することで、県民の皆さんにより多くの成果を届けられる予算編成の実現に向けて取組んでいます。</li> <li>・県民ニーズや社会経済情勢、事業の評価結果等を総合的に勘案し、財源配分に反映させるため、翌年度に注力する施策を重点化施策(仮称)として位置付け、予算要求上限額に一定の加算を行うこととしています。</li> </ul>	総務部財政課
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度													
□ 予算編成プロセスの見直し	検討	実施															
21	9 県有財産の有効活用と長寿命化	① 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	□ 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用	実施	実施			<p>[未利用の県有財産の積極的な売却等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度売却予定の土地について一般競争入札を実施(~1月)</li> <li>・これまで売却できなかった未利用財産をインターネットに公開し、購入者を募集。(7月~)</li> <li>[適正な財産管理と個別財産の利活用計画] <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の自己点検要領の策定(~7月)</li> <li>・各所属において財産自己点検の実施(8~9月)</li> <li>・課題を有する財産の利活用検討及び利活用計画策定(12~3月)</li> </ul> </li> <li>[ファシリティマネジメントの考え方を踏まえた財産の利活用] <ul style="list-style-type: none"> <li>(公用車への広告掲載)※「7-①多様な財源確保策の導入」再掲(自販機設置場所の貸付契約の更新) <ul style="list-style-type: none"> <li>本庁2台の公募の実施、事業者の決定、契約(2月~3月)</li> <li>(県民ホール広告掲出)</li> <li>・2枠の空きがあるため、随時募集をホームページ等に掲載(4月~)</li> <li>・随時募集により1枠掲出申込があり、掲出を追加決定(8月)</li> <li>・随時募集により1枠掲出申込があり、掲出を追加決定(10月)</li> </ul> </li> <li>・H25 年度分の公募の実施(2月~3月)</li> <li>・事業者の決定、契約(3月)</li> </ul> </li> </ul>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用の県有財産の売却にあたり、新たにインターネットオークションを活用するなど積極的に取り組むとともに、適正な財産管理と個別財産の利活用計画の策定や公用車広告など県有財産の有効活用に取り組みました。</li> <li>・未利用県有財産をインターネットオークション等も活用しながら積極的に売却し、売却額は約1億6百万円となりました。今後も売却等、未利用県有財産の有効活用を進めています。</li> <li>・公用車広告については、43 台の広告掲載を実施し、今年度の収入は 47 万円となりました。今後は、広告掲載車両の運行状況や広告掲載に対するニーズを見ながら、地域機関等が所管する公用車への広告掲載の拡大について、引き続き検討していきます。</li> <li>・県民ホール広告については、随時募集により空枠2枠の追加掲出を行い、全ての広告枠(5枠)で広告を掲出しました。年度末の更新時に公募を行い、掲載枠を充足するよう努めます。</li> </ul>	総務部管財課
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度													
□ 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用	実施	実施															

番号	取組項目	具体的な取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
									成果と課題、今後の方向性等		
22	② 民間活力を活用した施設整備・管理	② 民間活力を活用した施設整備・管理	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計、建築確認済(～8月)</li> <li>・建設工事(尾鷲12戸、熊野12戸)(8月着工～H25年3月竣工)</li> <li>・県有財産有効活用等推進会議作業部会や研修会を開催し、民間活力を活用した施設整備の情報共有</li> </ul>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備および管理にかかるコストの平準化・縮減を図るため、施設の更新において、民間活力を活用した施設整備・管理手法を導入しました。また、その手法などについて、各部局と情報共有を図りました。</li> <li>・老朽化した職員公舎の建替えにあたり、新たな運営手法として、PFI的手法を採用して設計から運営まで民間活力を活用した施設整備を実施し、供用を開始することにより、県直営での建設に比べ約1.9億円の削減効果に加え、満足度の高い施設の建設と職員の事務量を低減することができました。</li> <li>・民間活力を活用した施設整備事業の実績と成果を検証し、府内での情報共有を行うとともに、今後の施設整備にあたっては、PFI的手法導入の可能性を適宜検討していきます。</li> </ul>	総務部管財課
23			工程表	24年度	25年度	26年度	27年度				
	③ 庁舎など県有施設の長寿命化	③ 庁舎など県有施設の長寿命化	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全情報システム(BIMMS)を活用して、本庁舎及び地域庁舎(全12庁舎)について建物基本情報及び機器・建築部材などの保全情報を入力(8月)</li> <li>・各庁舎の保全コストの平準化及び長寿命化を図るために、12庁舎の保全情報を集計し、建築、電気、機械ごとのコストパフォーマンスを一覧表化(8月)</li> <li>・施設の長寿命化計画に係る他府県の資料を収集(8月)</li> <li>・指針内容の検討(11～2月)</li> <li>・「県庁舎等適正保全指針」の策定(3月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設保全コストの平準化・縮減を図るため、新たに「県庁舎等適正保全指針」を策定しました。</li> <li>・保守点検及び劣化度診断を適切に行うことにより、施設の長寿命化を図ることを目的とした、「県庁舎等適正保全指針」を策定しました。</li> <li>・今後は上記指針に基づき、各施設管理者が計画的な自主点検・報告を行うことで、予防保全の効果を高め、施設の長寿命化を図っていきます。</li> </ul>	総務部管財課

番号	取組項目	具体的取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課					
									成果と課題、今後の方針性等							
<b>III 仕組みの改革</b>																
24	10 政策を推進するための仕組みの見直し	① 政策を推進するための新たな仕組みの構築	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーキンググループ(WG)の設置(4月)</li> <li>庁内職員、外部アドバイザーで構成、8月まで計8回開催</li> <li>「みえ行政経営体系」の課題(「仕組みの形骸化」、「運用上の課題」等)について検討(4~6月)</li> <li>・他県の事例調査・検討(4県)(6月)</li> <li>・課題に対する見直し方針の検討(7月)</li> <li>・合目的であり、簡素・効率的な仕組みをめざしたWG案の策定(8月)</li> <li>・WG案の知事報告(8月)</li> <li>・WG案を踏まえ、担当部において新たな仕組み「中間案」の検討(9月~)</li> <li>・新たな仕組み「中間案」の策定(10月)</li> <li>・新たな仕組み「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」の「最終案」の策定(12月)</li> <li>PDSサイクルをPDCAサイクルと変更するなど、評価・改善を確実に計画につなげていくためのマネジメントサイクル「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」を構築し、類似の行政運営に関わる仕組みを統合し、簡素化・効率化を図る「オールインワンシステム」を構築</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の政策を推進するにあたり、評価の結果を踏まえ、どのように変革・改善するのかを明確にするため、これまでのPDSサイクル(戦略策定・戦略展開・評価)をPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に見直し、新たに「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」を構築しました。</li> <li>・「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」の構築により、評価(Check)、改善(Act)を確実に計画(Plan)につなげるマネジメントサイクルの体制が整いました。</li> <li>・今後も、時代の変化に対応し、また県民の皆さんに成果をとどけることができるよう、各部局と連携して効果的なマネジメントサイクルを運用につなげるよう引き続き取り組んでいきます。</li> </ul>				総務部行財政改革推進課		
			工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「みえ政策評価システム」の運用の検証と課題の洗い出し(4~6月)</li> <li>・他県事例の現地調査(4県)(6~7月)</li> <li>・課題に対する見直しの方向性について検討(6~7月)</li> <li>・WG案の策定(8月)、WG案の知事報告(8月)</li> <li>※以上「政策を推進するための仕組み」検討WGの中で併せて検討</li> <li>・WG案を踏まえ、担当部において新たな評価の仕組み「中間案」の検討(9月~)</li> <li>・新たな評価の仕組み「中間案」の策定(10月)</li> <li>・新たな評価の仕組み「最終案」の策定(12月)</li> <li>マネジメントサイクルを効率的・効果的に運用し政策を着実に推進していくため、類似の行政運営に関わる仕組み(経営方針実践方策、みえ政策評価システム等)を統合し、一括して管理する仕組み(オールインワンシステム)を導入</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営方針実践方策とみえ政策評価システムを廃止し、新たに「オールインワンシステム」を構築することで、PDCAサイクルの機能を強化し、評価・改善を確実に次の計画につなげるとともに、1つの様式を様々な場面で活用することで資料作成の効率化を図りました。</li> <li>・前年度の評価結果や当該年度の中間進捗情報を、次年度の経営方針や予算編成に反映していく仕組みが整いました。</li> <li>・今後、事業の成果を県民の皆さんに着実に届けていくよう、仕組みの効果的・効率的な運用に取り組んでいきます。</li> <li>・改善(Act)機能の強化を図るため、事務事業の見直しの取組については、外部有識者から意見・提案を聴き取り、翌年度以降の事業展開の参考とします。</li> </ul>				総務部財政課		
			工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象条例326件確定、「点検・見直しシート」作成、点検・見直しの要領作成(4月)</li> <li>・府内合意を得て、各部局等に対する説明会開催(5月)</li> <li>・各部局が「点検・見直しシート」で点検・見直しを行い、担当課に「点検・見直しシート」を提出(5~6月)</li> <li>・提出された「点検・見直しシート」について、担当課において、必要性、適法性、有効性、効率性、公平性等の視点から内容の確認と各部局等との調整(7月~)</li> <li>・各部局等が行った点検・見直し結果により、条例改正・廃止が必要な条例で県議会第2回定期会9月会議に条例案を提出できるものについて、「三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案」として、県議会へ提出(9月)</li> <li>・個別の改正条例案として、県議会に提出(2件)(12月)</li> <li>・対象条例326件の点検・見直し結果について、「点検・見直しシート」を県ホームページで公表(12月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・制定から相当の年数を経過した条例の中には、制定後の社会情勢の変化に対応できていないもの等があると考えられることから、必要性、適法性、有効性、効率性、公平性等の視点から点検・見直しを行い、県条例の適時性を確保する取組を行いました。</li> <li>・対象条例326本について、点検・見直しを行った結果、条例改正・廃止を行う必要がある条例について、改正・廃止を行いました。</li> <li>・県条例の適時性については不断の見直しが必要であり、今後も条例が適切なものであり続けるよう適宜必要な取組を行っていきます。</li> </ul>				総務部 法務・文書課		

番号	取組項目	具体的な取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課																					
			工程表	24年度	25年度	26年度	27年度		成果と課題、今後の方向性等																							
27	10 政策を推進するための仕組みの見直し	④ 危機管理の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 危機管理情報を一元的に集約する仕組みの整備・運用</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 危機対応における指揮・命令権が的確に機能する仕組みの整備・運用</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 「危機管理リアルタイムメール」による情報共有</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 危機対応の新たな検証シートの導入・運用</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<input type="checkbox"/> 危機管理情報を一元的に集約する仕組みの整備・運用	実施				<input type="checkbox"/> 危機対応における指揮・命令権が的確に機能する仕組みの整備・運用	実施				<input type="checkbox"/> 「危機管理リアルタイムメール」による情報共有	実施				<input type="checkbox"/> 危機対応の新たな検証シートの導入・運用	検討	実施			<p>&lt;一元的に集約する仕組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理統括監の設置(4月)</li> <li>・危機管理情報の共有体制の整備(4月)</li> <li>・危機管理情報の共有方法の見直し(5月、7月)</li> </ul> <p>&lt;指揮・命令権が的確に機能する仕組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理統括監の設置(4月)</li> <li>・危機管理責任者会議及び危機管理推進者会議の設置(4月)</li> <li>・危機管理計画の見直し作業(4~7月)</li> <li>・危機管理計画の改定(7月)</li> </ul> <p>&lt;情報共有&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「危機管理リアルタイムメール」による情報共有(13回)(4~3月)</li> </ul> <p>&lt;検証シートの導入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな検証シートについて検討のうえ作成し、三重県危機管理実施要領に様式として添付(4~7月)</li> <li>・課長等が実施する危機管理意識向上研修のツールとして、検証シートを導入(8月)</li> </ul>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機に関する情報の一元的な集約や、各部門が一体となって危機への対応が十分できるよう、危機管理に関して全庁を統括する職として危機管理統括監を設置しました。また、未然防止策の検討が迅速に行われるよう「危機管理リアルタイムメール」を活用するとともに、危機が発生した際の検証について、新たな検証シートを導入しました。</li> <li>・危機管理情報の共有体制を整備したことにより、危機管理統括監に一元的に情報が集約されるようになりました。今後は必要な情報がより迅速に集約されるよう運用方法を引き続き検討していきます。</li> <li>・三重県漁船「堀栄丸」の衝突海難事故に際し、三重県危機管理計画に基づき危機管理統括監を本部長とするB体制の対策本部を設置し危機管理統括監が指揮を執り迅速に対応することができました。</li> <li>・今後も、重大な危機発生時等における危機管理統括監の指揮・命令権を確保していきます。</li> <li>・「危機管理リアルタイムメール」により他所の危機事例を全庁に情報共有することで、課長等が実施する危機管理意識向上研修においても、同危機事例の活用がなされました。今後も危機発生の未然防止の実効性を高めるため、事例に関係する部署の見解や本県の対応状況等の補足等を積極的に行っていきます。</li> <li>・新たな検証シートの運用を開始したこと、所属において発生した危機への検証が行われ、危機の再発防止策や的確な危機対応への備えを講じることができました。今後も引き続き、危機管理意識向上研修の中で検証シートを活用した取組を進めています。</li> </ul>	防災対策部 危機管理課
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度																												
<input type="checkbox"/> 危機管理情報を一元的に集約する仕組みの整備・運用	実施																															
<input type="checkbox"/> 危機対応における指揮・命令権が的確に機能する仕組みの整備・運用	実施																															
<input type="checkbox"/> 「危機管理リアルタイムメール」による情報共有	実施																															
<input type="checkbox"/> 危機対応の新たな検証シートの導入・運用	検討	実施																														
28	11 県組織の見直し	① 本庁部局の再編	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本庁部局の再編</td> <td>【実施】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<input type="checkbox"/> 本庁部局の再編	【実施】				<p>・本庁部局再編実施(4月)</p>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の視点により、H24年4月に本庁部局の再編を実施しました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①「みえ県民力ビジョン」を着実に推進できる組織体制の構築</li> <li>②県民の皆さんからわかりやすい、簡素で効率的、効果的な組織体制の構築</li> </ul> </li> <li>・本庁部局の再編により、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進できる組織体制が整ったところであり、状況の変化に対応した見直しを図りつつ、今後とも、適切な組織運営を進めています。</li> </ul>	総務部総務課															
工程表	24年度	25年度	26年度	27年度																												
<input type="checkbox"/> 本庁部局の再編	【実施】																															

番号	取組項目	具体的取組	工程表					平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
										成果と課題、今後の方向性等		
29	11 県組織の見直し	② 地域機関の見直し	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題検証、見直しの考え方等検討(4~9月)</li> <li>・課題等の整理(6月)           <ul style="list-style-type: none"> <li>県民センターの役割、県民から見てわかりやすく簡素な組織体制等</li> </ul> </li> <li>・基本的な考え方の整理公表(8月)           <ul style="list-style-type: none"> <li>現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制、県民の安全・安心確保など地域での重点的な体制整備 等、</li> </ul> </li> <li>・具体的な方向性の整理、公表(8月)           <ul style="list-style-type: none"> <li>地域での防災・危機管理体制の充実、児童相談の体制強化等</li> </ul> </li> <li>・具体的な見直し案作成、公表(9月・11月)           <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災総合事務所及び地域活性化局の設置、児童相談の体制強化等</li> </ul> </li> <li>・「三重県行政機関設置条例」一部改正(12月)</li> <li>・所内の体制など詳細を検討、調整(12~2月)</li> <li>・地域機関の見直し実施(H25年4月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた行政経営資源のなかで、県民サービスの視点や地域の特性を踏まえ、県組織全体として、現場重視で「みえ県民力ビジョン」の施策を的確に推進していくことをめざして、次の考え方により、地域機関を見直しました。</li> <li>①現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制</li> <li>②県民の安全・安心確保をめざした重点的な体制整備</li> <li>③地域の特性に応じた機能整備</li> <li>④県民から見て分かりやすく専門性を発揮できる効率的・効果的な業務執行体制</li> </ul> <p>・H24年度に実施した本庁部局再編と合わせて、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進できる組織体制が整いました。</p> <p>・今後は、新たな組織体制における業務運営の状況を確認しながら、適切な組織運営を図っていきます。</p>	総務部総務課	
			工程表	24年度	25年度	26年度	27年度					
30		③ 組織運営の見直し	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁管理職等の職の見直し等実施(4月~)</li> <li>・フラット制等の課題検証、見直しの考え方等検討(4~9月)</li> <li>・課題の整理(8月)           <ul style="list-style-type: none"> <li>「組織力」の低下、段階的な人材育成が困難 等</li> </ul> </li> <li>・見直しの考え方作成・公表(9月)           <ul style="list-style-type: none"> <li>チェック機能の強化、段階的な人材育成等をめざした組織運営の見直し</li> </ul> </li> <li>・見直しの具体的内容検討(10~2月)</li> <li>・組織運営の見直しの実施(H25年4月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25年度からは、新たな職を設置し、業務実施の基本を「個人」から「組織」に改めるなど、「フラット制」による組織運営を見直しました。</li> <li>・本見直しにより、求められる人材の育成をめざすとともに、チェック機能の強化を図っていきます。</li> <li>・今後は、見直しの趣旨を全庁的に共有し、「三重県職員人づくり基本方針」に基づく新たな人材育成と併せて、的確な組織運営を進めています。</li> </ul>	総務部総務課	
			工程表	24年度	25年度	26年度	27年度					
31	12 外郭団体等の見直し	① 団体のあり方改革	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の見直し方針の検討(4~9月)           <ul style="list-style-type: none"> <li>団体のあり方の見直しの視点の検討</li> <li>各部局ヒアリングの実施</li> </ul> </li> <li>・団体の見直し方針を確定・公表(10月)</li> <li>・個別団体の見直し内容の検討(10~2月)</li> <li>・個別団体の見直し内容を確定・公表(3月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「三重県外郭団体改革方針」策定後、およそ10年が経過するなかで、社会経済情勢の変化も踏まえ、あらためて団体の目的や事業内容について精査を行い、個別団体の見直し内容を確定し、公表しました。</li> <li>・個別団体の見直し方針に基づき、各団体について必要な改革を実施します。また、団体経営評価などを活用し、今後、新たに生じた課題などについても、適切な助言・指導を実施することで、団体運営が簡素で効率的なものとなるよう、団体所管部局と連携して、引き続き取組を進めています。</li> </ul>	総務部行財政改革推進課	
			工程表	24年度	25年度	26年度	27年度					
32		② 団体への県関与の見直し	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県関与の見直し方針の検討(4~9月)           <ul style="list-style-type: none"> <li>県関与の見直し項目の検討</li> <li>各部局ヒアリングの実施</li> </ul> </li> <li>・県関与の見直し方針を確定・公表(10月)</li> <li>・個別団体への県関与の見直し内容の検討(10~2月)</li> <li>・今後の県関与のあり方の検討(10~2月)</li> <li>・個別団体への県関与の見直し内容及び今後の県関与のあり方を確定・公表(3月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体の目的や事業内容も考慮のうえ、県の団体への関与のあり方について、基本的な方針を確定・公表するとともに、個別団体への県関与のあり方について、見直し内容を確定・公表しました。</li> <li>・個別団体への県関与のあり方について、見直し内容に基づき、必要な見直しを実施します。</li> <li>・団体の自主・自立を基本としつつ、県関与の基本的な方針や「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」などに基づき、必要な指導・助言等を実施します。</li> </ul>	総務部行財政改革推進課	
			工程表	24年度	25年度	26年度	27年度					

番号	取組項目	具体的取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
									成果と課題、今後の方向性等		
33	12 外郭団体等の見直し	③ 公益法人制度改革に対応した新たな経営評価手法の検討	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	・公益法人制度改革に対応した経営評価の考え方整理(4~9月) ・新たな公益法人における公益性と安定経営との両立など公益法人制度改革に対応した経営評価の考え方の整理 ・新たな経営評価手法の検討(10~3月) ・評価項目及び評価様式の見直し内容の検討	継続	・団体の経営状況に関する評価について、公益法人制度改革などの制度的な改革への対応や評価内容が県民の皆さんによりわかりやすいものとなるよう、評価項目及び評価様式の見直しの検討を行いました。 ・評価項目及び評価様式の見直しの検討結果を踏まえ、新たな評価様式等を策定し、H25年度の団体経営評価から適用します。	総務部行財政改革推進課
34	13 民間活力の有効活用	① 民間活力の導入に関する新たな指針の策定	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	・民間活力導入に関する現況整理、新たな指針の考え方検討(4~9月) ・新たな指針の基本的な考え方整理(9~10月) ・新たな指針の具体的な内容検討(10~2月) ・新たな指針の策定方針整理(12月) ・新たな指針(「民間活力の導入に関するガイドライン」)の策定(3月) ・「外部委託に係るガイドライン」を新たな指針に包含して整理(3月)	継続	・公共サービスの提供手法が多様化する状況で、手法を的確に選択するため、民間活力の導入に係る考え方をまとめた新たな指針を策定しました。 ・また、これに伴い「外部委託に係るガイドライン」についても見直しを図り、同指針に包含して整理しました。  ・「民間活力の導入に関するガイドライン」を策定することで、民間活力の導入が可能と判断した事務事業について、事業内容に応じた適切な手法と活動主体による公共サービスが提供できるよう、手法選択のための基準と手順の明確化が図されました。 ・「民間活力の導入に関するガイドライン」をオールインワンシステムにおけるひとつの判断ツールとして使用することとし、県が実施する全ての事務事業について、PDCAサイクルのなかで民間活力の活用について、不断の検討をしていくことを可能としていきます。	総務部総務課
35		② 指定管理者制度の的確な運用	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	・各指定管理者からの年度事業報告に県の評価を付した管理状況報告書を作成のうえ、所管部から議会に報告・公表(9月) ・新たな指針(「民間活力の導入に関するガイドライン」)において、指定管理者制度の適切な選択・運用が可能となるよう、整理(3月)	継続	・指定管理者制度を導入していない施設について制度の活用を検討するとともに、導入済施設について、管理状況を把握し、的確に評価、監督を行い、利用者の利便性の向上など県民サービスの向上が図られるよう、不断の見直しを行っています。  ・「民間活力の導入に関するガイドライン」のなかで、指定管理者制度を民間活力活用手法のひとつとして位置付けることで、より適切な手法選択や導入後の適切な運用が可能となりました。 ・他の民間活力活用手法と同様に、PDCAサイクルのなかで、指定管理者制度を導入していない施設についての結論を得るとともに、導入済施設についても、適切な見直しを図っていきます。	総務部総務課

番号	取組項目	具体的取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
									成果と課題、今後の方向性等		
36	13 民間活力の有効活用	③ 地方独立行政法人の円滑な運営	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	・三重県公立大学法人評価委員会を4回開催し、地方独立行政法人法に基づき、業務の実績について、評価を実施(5~8月) ・三重県立総合医療センター評価委員会を3回開催し、地方独立行政法人法に基づき、評価基準等を検討(7~12月) ・新たな指針(「民間活力の導入に関するガイドライン」)において、地方独立行政法人制度導入の適切な判断が可能となるよう、整理(3月)	継続	・制度導入済の法人について、円滑な運営により業務の効率性やサービス水準の向上などが実現できるよう、評価委員会開催等により適切な制度運営を図りました。  ・「民間活力の導入に関するガイドライン」の中で、地方独立行政法人を民間活力活用手法のひとつとして位置付けることで、より適切に手法を選択することが可能となりました。 ・継続的に、適切な制度運用により、法人の円滑な運営を図っていきます。 ・他の民間活力活用手法と同様に、PDCAサイクルのなかで、必要に応じて、対象業務の法人化についての検討を進めていきます。	総務部総務課
37	14 ITの効果的・効率的な利活用	① 情報システム評価制度の導入・運用	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	・関係様式(基礎調査票、チェックシート)の修正(4月) ・基礎調査の実施によるシステムの状況(概要、再構築年度等)把握、評価方法の再検討・見直し(5~6月) ・実施要綱・要領(案)、手順書、様式、マニュアルほか各種資料作成(~6月) ・評価実施対象システムの選定・実施体制の検討(8月) ・制度の導入にあたっての府内合意形成(9月) ・評価実施対象システム担当者、評価者向け説明会の実施(11月) ・システム評価の実施 原課担当者チェックシート作成(11月)、ヒアリング(12~1月) ・評価結果に基づくシステム担当者への支援(1月~) ・システム評価結果の審議(2月) ・制度の問題点の把握・検討、評価方法・様式等の改善(3月)	達成	・IT投資にかかるPDCAサイクルを確立し、全庁の情報システムの適正化に向けたIT投資管理体制を構築するため、新たにシステム評価制度を導入し、運用を開始しました。  ・システム評価制度の導入により、現行システム導入時に想定した目的や効果、その達成状況や課題等を早期に検証することで次期システムのあるべき姿を明らかにし、次期システムの企画・構想段階における検討課題や予算要求前審査時の論点整理へつなげていくことが可能になるなど、IT投資におけるPDCAサイクルの仕組みが整いました。 ・今年度の実施結果について検証し、課題や問題点について改善を図ったうえで、引き続き取り組んでいきます。	地域連携部 IT推進課
38		② 効率的な情報システム導入手法の採用	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	・共通機能基盤(中小システム統合サーバ、リモート保守、職員アカウント集中管理システム)の利用促進に向けた普及啓発 システム担当者研修会での概要説明(5月) 全所属に対する利用希望調査の実施(7~8月) 追加環境構築に向けたRFI(情報提供依頼)の実施、検討(4~8月) 追加環境構築に向けた予算措置(10~1月) 必要に応じ外部専門家等によるシステム担当者への支援(通年) ・次期システム構築に向けた優秀事例集の整備(4月)	達成	・機器調達費用や保守費用の削減、調達事務の軽減、セキュリティ対策の向上等に資する共通機能基盤の利用促進を図るため普及啓発に取り組みました。  ・共通機能基盤の利用について、今年度新たに5システムを収容し、機器調達費用や保守費用の削減、調達事務の軽減、セキュリティ対策の向上等を図りました。 ・次期システム構築に向けた優秀事例集にも掲載し、システム評価による改善策の一つとして積極的に提案していく方針です。 ・需要増に対応するため、H25年度に追加環境の構築を行うとともに、引き続きシステム担当者研修会や全庁的な調査などを通じて、共通機能基盤の利用促進に取り組んでいきます。	地域連携部 IT推進課

番号	取組項目	具体的取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
									成果と課題、今後の方向性等		
39	14 ITの効果的・効率的な利活用	③ 情報セキュリティの確保	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規職員研修(3回・107名受講)(4月)</li> <li>・割愛採用職員研修(7回・171名受講)(4月)</li> <li>・システム担当者研修(2回・46名受講)(5月)</li> <li>・e-ラーニング研修(11コース・延べ92名受講)(8月～)</li> <li>・ITキーパーソン研修(2回・298名受講)(6月)</li> <li>・情報セキュリティ実施手順作成研修(4回・32名受講)(7月)</li> <li>・新任所属長研修(2回・59名受講)(8月)</li> <li>・セキュリティ監査のあり方の検討(~8月)</li> <li>・所属長セキュリティセルフチェックの実施(1月)</li> <li>・ソフトウェア資産管理台帳の整備(1～2月)</li> <li>・情報システムの脆弱性診断の実施(2～3月)</li> </ul>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多発する標的型メール攻撃等のサイバー攻撃などへの対応を強化するため、職員研修やセキュリティ監査、脆弱性診断などを通じて、職員の情報セキュリティ意識の向上や、情報システムのセキュリティ対策に取り組みました。</li> <li>・各階層を対象にセキュリティ研修を実施したほか、三重県電子情報安全対策基準において指導的な役割を担う各所属長を対象にセキュリティセルフチェックを実施することにより、全職員の情報セキュリティ意識やセキュリティレベルの一層の向上が図されました。</li> <li>・情報資産管理簿やソフトウェア資産管理簿の整備、システムの脆弱性診断等を実施することにより、情報セキュリティ対策が強化されました。</li> <li>・県が保有する情報資産をサイバー攻撃から守るためにには、何よりも職員の情報セキュリティ意識の向上が必要不可欠であるため、引き続き職員研修等を通じた三重県電子情報安全対策基準の周知・徹底等に取り組んでいきます。</li> </ul>	地域連携部 IT推進課
			工程表	24年度	25年度	26年度	27年度			<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムに関する業務継続計画(他県先進事例をもとに、災害発生時においても実施する必要がある業務システム・35システムを選定)のとりまとめ、内容検討(4～6月)</li> <li>・内容検討・修正(12～1月)</li> <li>・情報システムに関する業務継続計画とりまとめ(1月)</li> </ul>	
40		④ 情報システムに関する業務継続計画(BCP)の策定・見直し	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムに関する業務継続計画(他県先進事例をもとに、災害発生時においても実施する必要がある業務システム・35システムを選定)のとりまとめ、内容検討(4～6月)</li> <li>・内容検討・修正(12～1月)</li> <li>・情報システムに関する業務継続計画とりまとめ(1月)</li> </ul>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近い将来に発生が予測されている東海・東南海・南海地震等に備えて、災害発生時においても実施する必要があるシステムを利用した業務を対象として、情報システムに関する業務継続計画(BCP)をとりまとめました。</li> <li>・情報システムに関する業務継続計画(BCP)のとりまとめ作業を通じて、大規模災害発生時における所管業務継続の要否、所管システムに対する平常時からの対策やシステム停止時の代替手段の検討を行っていただいたことにより、危機管理意識の向上を図ることができました。</li> <li>・災害発生時に実効性のある計画とするためには、計画に基づいた訓練等を行い、その結果によって見直しを図っていく必要があるため、今後も引き続き、計画内容の改訂・充実に向けて取り組んでいきます。</li> </ul>	地域連携部 IT推進課

番号	取組項目	具体的取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
									成果と課題、今後の方針性等		
41	14 ITの効果的・効率的な利活用	⑤ 財務会計システムの共同アウトソーシング	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<p>【市町・県の納付書様式の統一】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が発行する納付書様式の変更方針決定(7月)</li> <li>・県の各システムが発行する納付書をペイジー標準帳票とする、様式の変更はシステム更新に合わせて行う、市町の納付書様式の変更についても働きかける 等</li> <li>・市町担当者及び会計管理者へ県方針の説明・依頼(9月、1月)</li> </ul> <p>【市町の財務会計システム共同化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計事務標準化と財務会計システム共同アウトソーシング研究会の開催 県内3ブロックに分けプロック別に開催</li> <li>・市町公金収納フローのヒアリング結果のフィードバック等(6月)</li> <li>・市町財務会計システムのヒアリング結果のフィードバック等(9月)</li> <li>・今後の取組方針を検討するため、各市町に対して意向調査を実施(11月)</li> <li>・調査結果を取りまとめ各市町にフィードバック(12月)</li> <li>・会計管理者意見交換会において、引き続き検討進めることとした(1月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ITを活用した市町の事務処理の共同化を促進するため、市町と共に会計事務の標準化を図り、市町の財務会計システムの共同アウトソーシングへの取組を進めました。</li> <li>・市町・県の納付書様式の統一について、県が発行する納付書様式の変更方針を定めることなどにより、県及び市町の各システム更新等の際ににおけるペイジー標準帳票採用に向けた具体的な方向性・内容を示すことができました。今後も引き続き、県及び市町の発行する納付書様式の統一に向けて、県及び市町の担当者等に対し、システム更新の時期等を踏まえ適宜働きかけ・支援等を行っていきます。</li> <li>・市町の財務会計システム共同化について、市町への訪問調査や研究会における意見交換、議論等により、現状を把握することができました。市町によりシステムの更新時期が異なっており、グループ化も含め、今後さらに検討していきます。</li> </ul>	出納局 出納総務課 会計支援課
42	15 広聴広報の充実	① 幅広い県民のニーズや意識の把握	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<p>＜県民の声データベースシステムの充実＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民へのホームページ公開に関する認知度・操作性等の調査(7月)</li> <li>・職員(県民の声キーパーソン)への県民の声データベースシステムの操作性等に関する調査(7月)</li> <li>・自治体の取組調査(8月)</li> <li>・調査結果の整理・分析(9月)</li> <li>・職員(広聴広報キーパーソン)との意見交換(10月)</li> <li>・ホームページ、データベース改修の検討(10月)</li> <li>・調査結果を踏まえたデータベースシステムの変更を検討</li> <li>・データベースの改修(3月)</li> <li>・ホームページの改修準備(2~3月)</li> </ul> <p>＜「みえ県民意識調査」の実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集計結果(速報)の公表(4月)</li> <li>・「第1回みえ県民意識調査報告書」を公表(5月)</li> <li>・H24年度版成果レポートに「三重県民力ビジョン」に掲げる16の「幸福実感指標」に基づく調査結果を掲載(4~6月)</li> <li>・「第1回みえ県民意識調査」研究レポート-三重県民の幸福実感、その現状と課題-を公表(9月)</li> <li>・第1回調査のフォローアップも行えるよう、一部質問項目を見直し、調査票を設計(9~12月)</li> <li>・第2回調査の実施(1~2月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の声データベースシステムについて、県民の皆さん及び職員アンケートの結果を踏まえ、システムの改修及びホームページの公開について検討を進めた。</li> <li>・「みえ県民意識調査」を実施し、県民の皆さんのが幸福実感の現状を把握するとともに、幸福実感の向上と政策のあり方について議論を喚起するため、詳細分析の内容をとりまとめた研究レポートを公表しました。</li> <li>・県民の声データベースシステムの改修を3月に実施し、4月から運用します。また、県民の声の公開については、新たな項目や様式を追加し、6月から実施します。</li> <li>・引き続き県民の声データベースシステムの操作性の向上やわかりやすい県民の声の公開について取り組んでいきます。</li> <li>・「みえ県民意識調査」の調査データを詳細に分析した内容は、県民の皆さんのが幸福実感を高めるための示唆を含んでおり、政策議論の材料に十分なりうることが明らかになりました。</li> <li>・集計結果や詳細な分析内容が、県の年次報告書である「成果レポート」の作成や「三重県経営方針」の策定、当初予算議論等の際に資料等として活用されるよう、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の進行管理の年間スケジュールに合わせ報告書等をとりまとめるなどの工夫をします。</li> </ul>	戦略企画部 戦略企画総務課 広聴広報課

番号	取組項目	具体的取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
									成果と課題、今後の方向性等		
43	15 広聴広報の充実	②現場を重視した広聴活動の推進	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	〔「みえの現場・すごいやんかトーク」の拡充〕 ・目的、事業内容を再構築(4月) ・県民の幸福実感の把握を目的として、市町別に実施(5月～) H24年度実施箇所数 市町別 27回 ・テーマを設定し、テーマに関連する分野で開催(5月～) 4テーマ(離島、就労支援、若者によるまちづくり、東日本大震災の支援)、「命を守る」 H24年度実施箇所数 テーマ別 6回 合計:33回実施 ・出された意見・提案については、その都度、各部局へ情報提供し、意見に対する対応について、進捗状況を把握(個別の施策、事業へ反映) 〔「みえ出前トーク」の実施〕 ・テーマの選定及び周知(4～5月) みえ出前トークに関するリーフレット、テーマ一覧表を作成し、市町等関係機関へ配布、県ホームページでも周知 ・職員が地域に出向く出前トークの実施(6～2月) 247回実施、10,774人参加 ・県民の皆さんからいただいた意見等の事業への反映・活用状況の把握(3月)	達成	・現場を重視し、地域の力を伸ばす県政を展開していくため、知事が現場に出向いて、地域で頑張っている皆さんとの対話をを行う「みえの現場・すごいやんかトーク」及び各部局が掲げたテーマについて、職員が直接県民の皆さんとの集会等に出向き、説明する「みえ出前トーク」を実施しました。  ・「みえの現場すごいやんかトーク」参加者からは、「知事に自分たちの活動を紹介することで自らの活動を更に頑張ろうと思った」など、「みえ県民力ビジョン」の『県民力による「協創」の三重づくり』の推進にもつながっています。 ・トーカでいただいたご意見、提案は、県庁各部局等と情報共有を行い、個別の施策や事業への反映等について検討を行っており、複数のご意見をいただいた婚活については、県庁での担当部局の決定及び事業化などにも結びついています。 ・今後も幅広い県民の皆さんとの「みえの現場・すごいやんかトーク」の開催に向けて取り組んでいきます。 ・「みえ出前トーク」により、県政に対する理解を深めるとともに、意見交換を行うことにより、県と県民の皆さんとのコミュニケーションの向上につなげることができます。 ・実施期間終了後は、県民の皆さんからいただいた意見等に対する事業への反映・活用状況をとりまとめます。 ・来年度実施に向け、県政に対するより多くのご意見をいただくため参加者アンケートの質問内容等を見直すとともに、いただいた意見等の事業への反映を促すためトーカー(説明者)の実施報告を見直します。	戦略企画部 企画課 広聴広報課
44	③インターネット広聴の拡充	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	・自治体等の取組調査(～8月) ・システム導入に向けての調査・検討(～9月) ・インターネット広聴試行開設に向けた準備(～9月) アンケートボタンによる質問項目、導入ページ、活用方法の検討 ・インターネット広聴試行(10月～) 三重県ホームページの新着情報、報道発表資料について「情報は十分だったか」「表現は分かりやすかったか」「情報はすぐみつけられたか」の3項目についてボタンで回答するアンケートシステムを導入	達成	・県ホームページによるお知らせ情報などの発信に際し、内容が役に立ったか、わかりやすかったかなどのアンケートを併用し、電子媒体の特性を生かしフルタイムで広報効果の把握収集を行いました。  ・システム導入後、県民の皆さんから890件の回答がありました。 ・「情報が足りなかった」「表現がわかりにくかった」などの回答数が多い項目について会議等で周知し、内容改善を図ることで、県民の目線に立った、より良い情報発信に結びつけていきます。	戦略企画部 広聴広報課	

番号	取組項目	具体的取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
									成果と課題、今後の方向性等		
45	15 広聴広報の充実	④県政のわかりやすい情報発信	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部局の有する映像コンテンツの調査(8月)</li> <li>インターネット放送局で取り扱うコンテンツの拡充(7月～)</li> <li>政策会議のライブ中継を開始(7月)</li> <li>県政チャンネルのコーナーを設け、三重TVで放映の県提供番組「県政チャンネル～輝け！三重人～」を掲載(7月)</li> <li>当初予算における知事と部局長との協議の場(知事査定)を掲載(12月)</li> </ul>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の施策や事業をよりタイムリーに、より分かりやすく提供するため、各部局が所管する映像コンテンツの整理を行うとともに、政策会議や当初予算における知事と部局長との協議の場等を動画配信するなどインターネット放送局を拡充しました。</li> <li>これまで公開されていなかった政策会議や知事査定などの会議の模様をリアルタイムに、映像で分かりやすく見ることができるようになり、政策形成過程の公開など県政の透明性も向上しました。</li> <li>今後も、古くなった情報の整理や新しい情報をいち早く提供するなど、県政のわかりやすい情報発信を進めていきます。</li> </ul>	戦略企画部 広聴広報課
46		⑤新たな情報発信チャンネルの開設	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム導入に向けての調査・検討(～7月)</li> <li>広聴広報についての新チャンネル構築に向けた企画・検討(～8月)</li> <li>広聴広報についての新チャンネルの開設準備(～9月)</li> <li>ツイッター「かんこうみえ」(7月)、「三重県立博物館」(10月)、「三重県立図書館」(12月)、「三重県農業大学校」(3月)、「三重県立美術館」(3月)開設</li> <li>フェイスブック「三重の市民活動」(5月)、「かんこうみえ」(7月)、「美しき国おこし・三重」(7月)、「宮川流域ルネッサンス協議会」(9月)、「三重県農業大学校」(3月)開設</li> <li>広聴広報についての新チャンネルの開設試行(10月～)</li> <li>三重県ホームページのリニューアルにあわせて、広聴広報のコンテンツを集約</li> </ul>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の皆さん情報入手手段の多様化に対応するため、ツイッターの活用など、新たな情報発信チャンネルを開設しました。</li> <li>今年度において、5つのツイッター、5つのフェイスブックが新たに開設され、新しいメディア(ソーシャルメディア)を活用した情報発信を行うことができました。</li> <li>三重県ホームページのリニューアルにあわせて、広聴広報のコンテンツを集約し、容易にアクセスできるようになりました。</li> <li>今後も積極的にツイッターやフェイスブックなどソーシャルメディアを活用した情報発信を促すなど、各部局の取組を支援し、新しいメディア(ソーシャルメディア)を活用した情報発信を推進していきます。</li> </ul>	戦略企画部 広聴広報課
47		⑥職員の広聴広報意識の向上	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<p>&lt;広聴広報ハンドブックの作成・活用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広聴広報に係る取組等調査(全都道府県)(8月)</li> <li>ハンドブック・構成案の検討(9月)</li> <li>三重県政策アドバイザーの指導、助言(9月、11月)</li> <li>広聴広報ハンドブックの作成(2月)及び説明会の開催(3月)</li> </ul> <p>&lt;職員研修等の実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広聴広報会議の開催(3回)(4月、10月、1月)</li> <li>広聴広報マネジメント研修及び広聴広報ハンドブック説明会の開催(3月)</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の皆さんがさまざまな機会に県政情報に触れ、県政への関心を高めていくよう、職員の広聴広報に係る意識と資質向上をはかるため、「広聴広報ハンドブック」を作成するとともに、職員研修等を実施しました。</li> <li>情報発信の好機を迎えるH25年度に向けて、県の広聴広報活動に関する基本的な考え方を明確にするとともに、その実践に繋げていくことを目標に「三重県広聴広報基本方針」をH25年2月に策定し、基本方針に即した広聴広報の実践ツールとして「広聴広報ハンドブック～STEP UP BOOK～」を3月に作成しました。</li> <li>今後は、広聴広報意識の向上に向けた実践取組を進めるなど、「広聴広報ハンドブック」を活用し職員の広聴広報力のレベルアップを図っていきます。</li> </ul>	戦略企画部 広聴広報課

番号	取組項目	具体的な取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
									成果と課題、今後の方向性等		
48	16 入札契約制度の着実な運用	① 最低制限価格制度(印刷業務)の試行導入・運用	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>出納局での積算実施(4月～) 実施件数 24件(H24年度実績)</li> <li>各所属での最低制限価格を適用した入札の実施(4月～) 実施件数 20件(H24年度実績)</li> </ul> <p>※積算を実施した24件のうち、4件は対象外(積算の結果100万円未満となった)</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンピングを防止し印刷物の品質を確保するため、本庁における設計金額100万円以上の印刷物の調達において最低制限価格制度を試行導入しました。</li> <li>・最低制限価格制度の試行を導入することによって、事業者に対して品質の確保とダンピングの防止の意識付けができます。</li> <li>・入札を実施した結果、最低制限価格を下回る入札(失格)や予定価格を上回る入札(不落)が見られるため、その要因を分析するとともに、積算方法の精度を一層高める必要があります。</li> <li>・次年度以降も印刷物の調達にかかる最低制限価格制度の試行を継続し、適切な運用に努めます。</li> </ul>	出納局 会計支援課
49		② 電子調達システムの機能改善・最適化	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<p>&lt;電子調達システムの機能改善&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ASP提供事業者との定例会議の開催(毎月)</li> <li>アンケート調査の実施(事業者対象:6～7月、所属対象:7～8月)</li> <li>アンケート結果の集計・分析(8～9月)</li> <li>ASP提供事業者との機能改善の協議・調整(10～1月)</li> <p>&lt;電子調達システムの最適化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物件等電子調達システムと公共事業電子調達システムを統合する方針で進めることについて府内合意をし、システム構築に係る仕様や費用についてホームページによる公募を実施(6～8月)</li> <li>システム統合の実施に向けた府内予算協議の実施(9～12月)</li> <li>統合システムの構築に係る仕様の検討(9～3月)</li> <li>統合システム構築業務に係る発注に向けた準備(3月)</li> </ul> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正性・透明性・競争性の向上に向けて、電子調達システム利用者の利便性を高めるため、現行システムの機能改善及び次期システムの最適化を検討しました。</li> <li>・現行システムについては、ASP提供事業者と協議・調整の結果、次期システムの構築が決定したことから、機能改善は原則として行わず、現状維持による適切な運用に努めます。</li> <li>・次期システムの最適化の検討について、公共事業電子調達システムと統合する方針を決定し、予算協議や仕様検討、システム構築業務の発注準備を行いました。</li> <li>・次期システムの最適化に向け、物件等電子調達システムと公共事業電子調達システムとの統合を進めていきます。</li> </ul>	出納局 会計支援課
50		③ 事業者データの適切な管理	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム登録作業・データ管理(4月～) 電子調達システム登録事業者数 3,466者(H24年度末)</li> <li>共通債権者(物件契約)登録事業者数 5,292者(同上)</li> <li>警察本部への暴力団排除にかかる照会(4月～) 新規は登録時に実施、既存は分割して年1回実施 照会件数 8,739件(H24年度実績)</li> <li>不適格事業者に対する物件関係の落札資格停止措置(4月～) 停止措置件数 8件(H24年度実績)</li> </ul>	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の相手方としてふさわしい事業者を選定するため、物件関係の契約について、「電子調達システム登録事業者」と新たに制度の運用を開始した「共通債権者(物件契約)登録事業者」を対象に発注することとし、これらの事業者データを適切に把握・管理しました。</li> <li>・随意契約の相手方についても、新たに共通債権者(物件契約)の登録制度を導入・運用することによって契約の相手方となる対象を把握し、警察本部への暴力団排除にかかる照会をすることが可能になりました。</li> <li>・次年度以降も登録の制度を継続し、適切な事業者データの把握・管理に努めています。</li> </ul>	出納局 会計支援課

番号	取組項目	具体的取組	工程表				平成24年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課					
									成果と課題、今後の方向性等							
51	16 入札契約制度の着実な運用	④ 入札契約制度の適正な運用と品質確保	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	[制度の適正な運用] ・受発注者を対象とした入札契約制度に係る各種相談対応(4~3月) ・入札契約事務担当者を対象とした情報交換会の開催(4回) (7、9、10、2月) [現制度の検証と改善策の検討] ・低入札対策、総合評価方式に係る入札制度改正後の状況把握及び課題抽出(4~3月) ・物件等電子調達システムと公共事業電子調達システムを統合する方針で進めることについて府内合意をし、システム構築に係る仕様や費用についてホームページによる公募を実施(6~8月) ・システム統合の実施に向けた府内予算協議の実施(9~12月) ・統合システムの構築に係る仕様の検討(9~3月) ・統合システム構築業務に係る発注に向けた準備(3月)	実施	実施	実施	実施	実施	継続	・各種相談の常時対応や情報交換会による注意喚起など入札契約制度の適正な運用を図るとともに、工事の品質を確保するため、さらなる低入札対策、総合評価方式の改善を検討しました。 ・入札契約制度の適正な運用に取り組んだことにより、公正性・透明性・競争性を確保できました。今後も引き続き取組を継続していきます。 ・H23年度に実施した低入札対策により、今年度における低入札での契約数は、昨年度より更に減少(県土整備部発注 H22年度:57件、H23年度:11件、H24年度:7件)しました。また、総合評価方式において、工事成績点の評価方法などの改善により、入札参加業者のより適正な評価をし、公共工事の品質確保を推進しました。今後も引き続き結果検証や課題抽出を行っていきます。 ・利用者の利便性を高めるとともに、公正性・透明性・競争性の更なる確保に向けて、物件等電子調達システムと公共事業電子調達システムとの統合を進めていきます。	県土整備部 建設業課
52	⑤ 地域の安全・安心に向けた建設業の育成・支援	工程表	24年度	25年度	26年度	27年度	[災害等緊急対応への取組強化] ・「家畜伝染病発生等の緊急時における家畜処分の基本協定」に関する合同訓練や研修会への参加実績を総合評価方式入札の評価項目に追加(4~3月) ・備蓄基地の箇所選定について道路啓開計画の策定作業の中で検討(4~9月) ・道路啓開マップの作成(10月) ・災害に備えた緊急資材等の備蓄方法の検討(11~3月) ・国・県・市(鳥羽市)との合同防災訓練への建設業者の参加(11月) [地域維持型の契約方式の導入] ・地域維持型の契約方式(複数年契約・複数工種の包括契約)の一部試行と試行拡大の検討(4~3月) ・雪氷対策業務の適正な維持管理費用の計上についてアンケート調査の実施及び結果分析、また、それらを踏まえた業務改善(4~12月) ・建設事務所保全担当との維持管理業務に関する意見交換会の実施(1月) [経営力の強化支援] ・建設企業に対して中小企業診断士による経営相談会を実施(11~3月)	実施	実施	実施	実施	実施	継続	・災害時の緊急対応など地域に貢献できる地域建設業を育成し地域の安全・安心を確保するため、災害等緊急対応への取組強化、地域維持型の契約方式の導入による維持管理体制の充実、企業の経営力強化に対する支援など「三重県建設産業活性化プラン」に基づく取組を進めました。 ・道路啓開マップの作成、建設業者も参加した合同防災訓練の実施などの災害等緊急対応への取組強化、地域維持型契約方式の導入による維持管理体制の充実などの取組により、地域の安全・安心の確保を推進しました。 ・引き続き「三重県建設産業活性化プラン」に基づく取組について進捗を図り、技術を持ち地域に貢献できる建設業の育成をめざします。	県土整備部 建設業課	

## 民間活力の導入に関するガイドライン

### 1 趣旨

#### (1) 現状

本県では、外部委託に関する方針として「外部委託に係るガイドライン」を策定し、その後もガイドラインの見直しを行いながら、事務事業の外部委託化を進め、民間活力の導入を図ってきました。

民間活力の導入手法については、外部委託以外にもPFIや、指定管理者制度など、民間事業者等の優れた技術やノウハウを活用する方式に多様化が進み、直営との比較も含め、民間活力の導入手法を的確に選択することが必要となっています。

また、厳しい財政状況が続くなか、簡素で効率的な行政運営が求められており、県民のニーズに応じた質の高い公共サービスを提供するためには、民間の持つ豊富な知識や経験の活用が必要となります。

#### (2) ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を的確に運用するための主要なツールである「オールインワンシステム」において、事務事業の評価、改善等を行うための一つの判断基準として策定します。

#### ○ みえ成果向上サイクルにおけるガイドラインの位置づけ

※事業マネジメントシート（事務事業）に、民間活力の活用に関する判断のチェック欄を設け活用

オールインワンシステムマネジメントシート(事務事業)		判断基準
総合判断	見直しの視点、見直しの方向	<p>「事務事業見直しの視点」、「事務事業見直しの判断基準」に基づき、事務事業を検証</p> <p>○事務事業見直しの視点 事業目的の妥当性、県関与の必要性、手段の有効性 手段の効率性(事務事業展開のコスト)、緊急性</p> <p>○事務事業見直しの判断基準 事業の廃止、事業の見直し、事業の縮小、事業の統合化、終期の設定、見直しの必要がないもの、拡充</p>
	民間活力の活用	<p>県が直接実施すべき事務事業を除き、民間活力の導入が可能か検証</p> <p>○県が直接実施すべき事務事業 法令等の規定、許認可等県が直接公権力を行使、政策立案や総合調整などの判断、公正性・公平性・緊急性</p> <p>○民間活力の導入手法 地方独立行政法人、指定管理者制度、PFI等、外部委託等</p>

## 2 民間活力の導入に関する基本的な考え方

民間活力の導入にあたっては、以下の視点により検討を行い、順次、その導入を図ることとします。

- サービスの質の向上（適切なサービスの選択と迅速なサービスの実行）  
民間事業者等の優れた技術、知識、経験、資金等、民間活力を効果的に活用し、県民のニーズに応じた適切なサービスを迅速に実施することにより、公共サービスの質の向上を図ること。
- 行政運営の効率化（業務の効率化とコストの適正化）  
民間活力の導入により、業務執行体制の簡素・効率化を図るとともに、ライフサイクルコスト最適化の観点も踏まえ、経費の削減が図られること。

## 3 民間活力の導入検討

### （1）対象事務事業

県が関与すべき事務事業のうち、県が直接実施すべき次のものを除き、県が実施する全ての事務事業を検討の対象とします。

- ① 法令等の規定により、県が直接実施することとされているもの
- ② 許認可等、県が直接公権力の行使を行うもの
- ③ 政策立案や総合調整など、県自ら判断する必要があるもの
- ④ 上記の他、公正性・公平性・緊急性などの観点から県が直接実施すべきもの

### （2）オールインワンシステムによる検討

オールインワンシステムを運用する中で、民間活力導入の可否、導入手法の検討及び検証を行うこととします。

なお、新規の事務事業や公共施設の整備（新設、改修等）等を検討する場合は、事務事業の企画段階から、民間活力の導入について検討を行うこととします。

### （3）導入手法の検討

民間活力の導入については、以下の手法から、事務事業内容に応じた適切な手法を選択し、導入の検討を行います。

### ○ 民間活力の導入手法一覧

	導入手法		対象業務	根拠法令	詳細マニュアル等
1	地方独立行政法人		地方独立行政法人法に規定された業務	地方独立行政法人法	
2	指定管理者制度		公の施設の管理運営業務	地方自治法	指定管理者制度に関する取扱要綱
3	PFI等	PFI PFIの手法	PFI法に基づく公共施設等の整備一体発注業務 PFIの事業方式を活用した、公共施設等の整備一体発注業務	PFI法 地方自治法	PFI導入マニュアル
4	外部委託等	委託 人材派遣	個々の業務、一体の業務	地方自治法 (公共サービス改革法) 労働者派遣法	

#### 4 民間活力の導入に係る留意点

民間活力の導入にあたっては、以下の点に留意のうえ、計画的に推進することとします。

##### (1) コスト比較

県が直接実施する場合と民間活力を導入する場合とのコスト比較について、サービスの質の向上を図る観点に留意したうえで、事業期間全体におけるライフサイクルコストの最適化の視点も踏まえ、人件費相当額を含めた費用で比較検討を行い、事業総体としての効率性が拡大するか否かについて検討するものとします。

- ① 直接実施する場合のコスト算出計算例：「事業費+人件費相当額※」
- ② 民間活力を導入化する場合のコスト算出計算例：「委託料+委託の執行に要する経費（事業費+人件費相当額）」

※人件費相当額は、給与、雇用主負担（共済費等）、退職手当相当額などの総計。

##### (2) 民間事業者等の状況の把握

民間活力を導入するにあたっては、どのような相手方が望ましいかの観点から、相手方となり得る民間事業者、地域の団体、NPO等について、業務遂行能力、法令遵守の状況、障がい者雇用の取組状況等について把握するとともに、新たな団体等の発掘にも努めるものとします。

##### (3) 競争性の確保

民間事業者等の選定については、合理的な理由がなく、相手先の長期固定化、業務の独占などが生じないよう、競争性をもった選定手続きをとるものとします。

また、相手先を特定している業務については、可能な限り業務内容等の見直しを行ったうえで、競争性のある方法により選定を行うとともに、引き続き、特定の者と契約等をする場合にあっては、その理由を明確にしておくなど競争性を確保しておくものとします。

##### (4) 効率的、効果的な選定手法の活用

効率化と併せ、サービスの質の向上を図る観点から、民間事業者等の創意工夫のある提案を求める企画提案コンペ方式、価格以外の要素も含めて契約先等を決定する総合評価方式による発注手法も積極的に活用するものとします。

##### (5) サービスの質の確保

民間活力を導入する事務事業内容によっては、発注段階にサービスの具体的水準を定め、サービス内容が適正に確保されるよう性能発注を行い、サービスレベルに関する協定を締結するなど、サービスの質の確保に努めるものとします。

##### (6) 責任の所在の明確化

あらかじめ県と民間事業者等との責任の範囲を明確にしておくとともに、定期的に実施状況等の確認を行い、問題のある場合は、契約の解除や損害賠償請求を行うこととするなど、契約条項においてサービスの精度、確実性、信憑性を担保するとともに、責任の所在を明確にするものとします。

##### (7) 機密性の保持

個人情報の保護、機密性の保持等が必要な場合は、あらかじめ契約条項に業務上知り得た情報の漏えい防止などを明記するとともに、受託者にも個人情報の保護などの重要性を認識させ、管理に関する責任の所在を明確にしておくものとします。

#### (8) 情報の提供

民間活力等の導入状況について、透明性、公明性を確保するため、必要に応じ、その選定過程から実施状況、監視・検証といった各段階における情報をホームページ等により公開するとともに、民間活力の導入結果等、具体的な成果についても広く県民等へ情報提供するものとします。

#### (9) モニタリング及び検証

民間活力の導入によりサービスの水準や事務事業の効率性が低下しないよう、民間事業者等の実施状況について、現地における調査や利用者アンケートなどの方法により継続的に管理監督を行うモニタリング体制を整備することとします。

また、モニタリングにより把握した事務事業の実施状況については、単に履行確認にとどまることなく、民間活力の導入によるサービスの向上や経費の削減などについて把握するとともに、第三者による意見を反映するなど、その課題についても検証を行い、適切な検証が行われる体制づくりに努めるものとします。

### 5 民間活力の導入手法

#### (1) 地方独立行政法人

地域において確実に実施されることが必要な事務事業であって、必ずしも地方公共団体自らが主体となって直接に実施する必要のないもののうち、企業等に委ねた場合には確実な実施が確保されないおそれのあるものを効果的・効率的に行わせることを目的として地方公共団体が設立する法人のこと。

#### 《検討対象事務事業》

地方独立行政法人法に限定列挙された事務事業について、地方独立行政法人制度の目的を踏まえ、効果的・効率的な事務事業の実施が図られる場合は、制度の導入を検討することとします。

#### (検討事項等)

##### ➤ 導入を検討する業務の範囲（※地方独立行政法人法において限定期に規定）

対象業務
試験研究
大学又は高等専門学校の設置及び運営
公営企業（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）
社会福祉事業
公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理
・介護保険法第8条第27項に規定する介護老人施設
・会議場施設、展示施設又は見本市場施設であつて総務省令で定める規模以上のもの

➤ 地方独立行政法人制度の目的を踏まえ、法人化により人事管理の柔軟な運用や財務管理の弾力運用を通じ、県が直接実施するよりも効果的、効率的に事務事業の実施が図られるものについて導入を検討。

## (2) 指定管理者制度

公の施設の管理運営について、民間の能力を活用し、サービスの向上や経費の節減を図るため、法人その他の団体であって県が指定する民間企業等にその施設の管理運営を委任すること。

### 《検討対象事務事業》

法律により、県が直接管理を行うこととされている施設以外の公の施設の管理運営業務について、サービスの質の向上や経費の削減が図られる場合は、制度の導入を検討することとします。

#### (検討事項等)

- 施設の設置目的に沿って、その有効活用など施設の効用が最大限に発揮されるとともに、県がめざす施策の実現に寄与すること。
  - 利用者の利便性の向上や事業内容の充実など、県民へのサービスの質の向上が図られること。
  - 効率的な運営により経費の削減が図られること。
  - 新たに公の施設を設置する場合は、指定管理者制度の導入について、検討を行うこと。
  - 公の施設の管理運営業務にPFIによる公共施設等運営権を設定する場合は、指定管理者の指定も併せて行うこと。
- 具体的な指定管理者制度の運用手続き等については、別に定める「指定管理者制度に関する取扱要綱」等に基づき行います。

## (3) PFI等

### ①PFI

公共施設等を整備する際に、PFI法に規定された手続きにより民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、設計、建設、改修、更新や維持管理運営など、一連の業務を一体的に民間企業等に委託し、低廉かつ良好なサービスを提供すること。

### 《検討対象事務事業》

新たに公共施設等の整備や既存施設の改修等を行うにあたり、民間の資金や優れた経営能力の活用によりVFM (Value for Money) が達成される場合は、PFIによる事業の実施を検討することとします。

#### (検討事項等)

- PFI導入を検討する公共施設等の整備事業（※PFI法に規定）

公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道
公用施設	庁舎、宿舎
公益的施設	賃貸住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街
その他施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設、船舶、航空機等の輸送施設、人工衛星

- PFI事業の推進を図るため、PFI法に定められた公共施設等の整備事業のうち、一定金額以上の事業費が見込まれるものについては、総務部との協議を事前に行うこと。
- PFI事業の導入手順は、①PFI事業として実施する可能性がある事業の発案、②PFI導入可能性調査の実施、③PFI事業を実施する事業者の選定、④PFI事業の実施の手順で実施され、事業の発案から事業者の選定（契約締結）までに2年程度の期間を要することから、事業の進捗管理に留意すること。
- PFI事業の実施に関し、民間事業者からの事業実施の提案及び提案への回答が義務づけられていることから、民間提案が行われた場合は、その提案内容を吟味し、事業化について検討を行うこと。
- 施設の管理運営業務において、施設利用者から徴収する利用料金収入により独立採算が可能な場合は、PFI（公共施設等運営権）により施設の管理運営業務を民間に委託することを検討すること。（※公共施設等運営権を設定する施設が公の施設の場合は、指定管理者制度も同時に導入）

→ 具体的なPFIの導入検討については、別に定める「PFI導入マニュアル」に基づき行います。

## ②PFI的手法

PFIの事業方式を活用した官民協働による公共施設等の整備手法のこと。

### 《検討対象事務事業》

新たに公共施設等の整備や既存施設の改修等を行う場合。

#### （検討事項等）

- PFI、PFI的手法については、事業実施の手続きがPFI法に基づくか否かの違いはあるが、いずれも、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等を行うものであり、公共施設等の整備や改修等を行う場合は、PFI等の導入を検討すること。
- 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した官民協働による公共施設等の整備等を行う場合は、資金調達の方法や民間との役割分担の違いから様々な事業方式が存在することから、公共施設等の整備内容や補助金等の有無等を勘案し、整備内容に応じた最適な方式を選択すること。

#### ○事業類型による区分

事業収入の構造の違いにより以下の3つに区分

- ・サービス購入型：民間事業者等が施設の整備を行い、地方公共団体がサービス対価の支払により投資を回収
- ・独立採算型：採算が取れる事業において、民間事業者等が施設の整備を行い、利用者からの料金収入により投資を回収
- ・ミックス型：サービス購入型と独立採算型を合わせた形態

○事業方式による区分

資金調達、管理運営者、所有権の移転時期等により、以下のとおり区分

実施形態		事業方式	資金調達	整備 (設計・建設)	所有	
発注単位区分の変更	施設の新設・移転等				運営中	終了後
発注・入札・ 契約方式の 変更	既存施設の 改修等	DB	公共	民間	公共	公共
		DBO	公共	民間	公共	公共
		BTO	民間	民間	公共	公共
		BOT	民間	民間	民間	公共
		BOO	民間	民間	民間	民間
	既存施設の 改修等	リース	民間又は 公共	民間又は 公共	民間又は 公共	民間又は 公共
		RO	民間	民間	公共	公共
		RTO	民間	民間	公共	公共
	管理・運営	ROT	民間	民間	民間	公共
	管理・運営	維持管理	公共	公共	民間	公共

- ・ D B (Design Build) : 民間が設計、建設を一括して実施。資金調達、施設の所有運営は公共が実施する方式。
- ・ D B O (Design Build Operate) : 民間が設計、建設、運営、維持管理を一括して実施。資金調達、施設の所有は公共が実施する方式。
- ・ B T O (Build Transfer Operate) : 民間が資金調達、設計、建設を行った後、所有権を公共に移転したうえで、民間が運営、維持管理を実施する方式。
- ・ B O T (Build Operate Transfer) : 民間が資金調達、設計、建設し、一定期間、民間が運営、維持管理を実施した後、所有権を公共に移転する方式。
- ・ B O O (Build Own Operate) : 民間が資金調達、設計、建設し、民間が運営する方式。事業終了後も所有権を公共に移転しない。
- ・ R O (Rehabilitate Operate) : 民間が資金調達、改修し、民間が運営する方式。施設を改修するか新設するかの違いはあるが、事業方式としては、B T O、B O Tと同じ。

→ 具体的な PFI の導入検討については、別に定める「PFI 導入マニュアル」に基づき行います。

(4) 外部委託等

①委託

県が行政責任を果たす上で、必要となる監督権などを留保しつつ、その事務を民間事業者、外部の団体及び個人などに委託すること。

なお、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(公共サービス改革法)に基づき、官民競争入札等を実施する場合は、市場化テストという。

## 《検討対象事務事業》

### ○外部委託を検討する主な業務の類型

#### ア 定型的業務

データ管理業務、統計・調査業務、アンケート業務、窓口サービス業務、  
収納・給付・融資業務など

#### イ 公共施設管理・運営業務

庁舎等維持管理業務、県管理施設管理運営業務など

#### ウ イベント等企画運営に関する業務

イベント・研修会・講習会、職員研修、広報・啓発等の企画・運営業務など

#### エ 専門的な知識や技術を要する業務

設計・測量業務、用地買収業務、公共工事の現場監督に関する業務、検査  
業務、技術指導・訓練業務、調査委託業務、債権回収業務など

#### オ 高度な知識・技術を要し、技術革新が早い業務

情報化関連業務、試験研究・分析業務など

### ○業務の単位

委託を行う業務の単位としては、個々の業務のほか、共通又は類似の業務を集約したり、企画から運営といった一連の業務を対象としたりするなど、効率的な発注単位について検討を行います。

### ○委託先の検討

委託先について、事務事業の目的に沿った効果が最大限に發揮されるよう、民間事業者や外部の団体、個人等、幅広く検討を行うこととします。

#### (検討事項等)

- 県が直接実施する場合に比べ、人件費等を含む経費の節減が可能かどうか比較、検討すること。
- あらかじめ県と委託先との責任の範囲を明確にしておくとともに、業務の履行過程における県の管理監督についても明確にしておくこと。
- 公権力の行使や政策立案など県が直接実施すべき事務事業であっても、それに付随する定型的業務などは、細分化しての委託も検討すること。
- 異なる事務事業においても、類似した業務を一括りにしたり、窓口業務全体を委託したりするなど、業務を包括的に取りまとめたうえでの委託も検討すること。
- 一連の業務をプロセスに分けて、個々の業務が委託可能かについての検討も行うこと。
- 委託先の選定について、資格要件の設定等により、事務事業の目的に沿った効果が期待できる委託先を検討すること。

## ②人材派遣

県が直接実施する事務事業において、その事務事業の実施に必要な労働者を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)に基づき労働者派遣事業者からの派遣を受け、県の指示下において、業務に従事させること。

## 《検討対象事務事業》

労働者派遣法施行令に規定される専門的な知識、技術又は経験を必要とする28業務に該当する業務、または1年以内の有期プロジェクト、定期的な繁忙期を有する業務については、人材派遣の活用を検討することとします。

### (検討事項等)

- 業務範囲に制限のない自由化業務については、派遣労働者の受入期間が原則1年までと規定されており、受入期間が限定されていることに留意する。(最長3年まで延長が可能。ただし、延長する場合は労働組合との協議が必要)
- 専門的な知識や技術が必要とされる、労働者派遣法施行令に規定された28業務については、受入期間に限度はないが、その業務範囲が規定されている。(業務範囲は政令により規定され、範囲外の付随業務は10%以内に制限する必要あり)

### (労働者派遣法施行令に規定される28業務)

情報処理システム開発、機械設計、放送機器等操作、放送番組等演出、事務用機器操作、通訳・翻訳・速記、秘書、ファイリング、調査、財務処理、貿易取引文書作成、デモンストレーション、添乗、建築物清掃、建築設備運転・点検・整備、室内・受付、駐車場管理等、研究開発、事業の実施体制の企画・立案、書籍等の製作・編集、広告デザイン、インテリアコーディネーター、アナウンサー、OAインストラクション、テレマーケティングの営業、セールスエンジニアの営業・金融商品の営業関係、放送番組等における大道具・小道具、水道施設等の設備運転等

- 労働者派遣法の趣旨から、一般事務職への安易な導入は行わない。